

第4回定例会議事日程（第2号）

第1 一般質問

原口政敏君

1. 小学校の通学路の草木の伐採について
国道270号沿いの通学路の草木を定期的に伐採できないか伺う。
2. 大里川の拡幅について
大里川の下流の拡幅工事について、令和元年12月議会では、「大里川の下流域を拡幅するのが一番大事であり、県との協議を進める」という答弁であった。下流の拡幅工事の、その後の状況について伺う。
3. 市道の冠水について
今年の7月豪雨でも、まぐろの館付近が冠水して住民が支障をきたしている。令和元年12月議会でもこの地区の冠水について質問したが、「対策を進めて検討している」との答弁であった。その後の対策について伺う。

東 育代君

1. 教育振興について
 - (1) タブレット学習への取組について伺う。
 - (2) 小中学校における、インターネットやスマートフォン、携帯電話の取扱い及び対応について伺う。
 - (3) 新型コロナウイルス感染拡大を受けて、小・中学校を臨時休業としたが、その検証と今後の考え方について伺う。
 - (4) 不登校や不登校傾向の児童・生徒への支援について伺う。

濱田 尚君

1. 豪雨による災害対策について
令和2年7月豪雨は熊本県を中心に全国に甚大な被害をもたらし、本市においても道路や河川、農業施設などに被害が出た。
 - (1) 本市のここ数年の浸水被害の状況を伺う。
 - (2) ポンプ場の稼働状況、河川の水門としての機能の検証や管理状況について伺う。
 - (3) 神村学園でも浸水被害があった。尻塞川の排水を抜本的に改善できないか。
 - (4) 河川の寄り州除去の規模拡大や河口付近の浚渫はできないか。
 - (5) 排水ポンプ車の導入の検討はできないか。
2. 熱中症対策について
猛烈な暑さが市民の健康を脅かす事態にある。
 - (1) ここ数年の熱中症による救急搬送の現状について伺う。
 - (2) 危険度の高い高齢単身世帯の現状をどのように把握しているか。また、生活困窮者にエアコン設置の補助をしてはどうか。

中村敏彦君

1. 保育事業について
 - (1) 「第一期建物系個別施設計画」で、生福保育所の「民間譲渡」日程が明らかにされたが、改めて民間譲渡の理由を伺う。
 - (2) 平成22年（2010）6月議会で、市長は「公立には公立の、私立には私立の良さがある」と答弁されたが、「公立の良さ」について、改めて市長の認識を伺う。
 - (3) コロナ禍で深刻な貧困化、虐待の増加が指摘されている。民間譲渡については、アフターコロナの状況を見極めるまで検討自体を保留すべきと思うが、市長の認識を伺う。
2. 関係人口増および移住・定住政策について
 - (1) 政府の「2020年、まち・ひと・しごと創生基本方針」では、「東京一極集中の是

正＝分散型社会」を目指すとしているが、本市では毎年400人前後の減少が続いてきた。本市の人口減少に歯止めはかかったという認識か。

- (2) 2018年県全体の空き家バンク活用状況は、成約が約310件で前年度比85件増となっている。本市の空き家バンクの活用状況ならびに平成28年以降の転入実績はどうか。
- (3) 移住・定住メニューは他市にそん色ない。ふるさと納税も10億円以上で、寄付件数では県内6位、金額では8位。このようなプラス面を生かしての関係人口増加策はどのようなか伺う。

中里純人君

1. いじめ問題について

- (1) 本市における「いじめ」の実態について伺う。
- (2) 地元紙・テレビ等で報道された「いじめ事案」について伺う。
 - ①教育委員会の内部調査の結果について
 - ②いじめと判断しなかった根拠について
 - ③重大事態の認識について
 - ④第三者委員会について
 - ⑤今後の対応について

2. 投票率向上への取組と塩田県政について

- (1) 投票率について伺う。
- (2) 投票率の向上について伺う。
- (3) 過去最多の7名の立候補者があった今回の鹿児島県知事選挙への見解を伺う。
- (4) 塩田知事のマニフェストに対する見解を伺う。

田中和矢君

1. 洋上風力発電に対する考え方について

大規模な洋上風力発電施設の建設計画が持ち上がっている。背景に国の再生可能エネルギー推進があり、県内7区域のうち2件が本市に関わる。再生可能エネルギーの一つとして、豪雨や温暖化等の気候変動、脱炭素社会の実現、原発への依存を可能な限り低くすると観点からは有効である。一方、漁業との共存、大型風車による景観の悪化、騒音や低周波の発生による睡眠障害等の健康被害も懸念される。市長の見解を求める。

2. 「核ごみ処分場」応募の可能性について

「北海道寿都町が原発の高レベル放射能廃棄物（核のごみ）の最終処分場選定に向けた第1段階の文献調査に応募を検討」との新聞記事を読み、我が市と立地的にも似た環境（近くに泊原発あり）で、財政難の自治体にとり応募するだけで20億円、概要調査で70億円は魅力的だとは思いますが、市民の健康と生命、故郷の全てを脅かす恐れのある誘致話に乗る事だけは避けるべきである。市長の見解を伺う。

併せて、本市議会が採択した「原発40年運転期間を守るとともに再生可能エネルギーの導入加速化を求める意見書」に対する市長の考え方・姿勢を伺う。

3. 中止となったイベント予算について

コロナ禍で各種イベントが中止となっている。その予算の使い方として、感染の危険があるにも関わらず最前線で献身的に働いている医療従事者に手厚く振り向ける考えはないか。

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本会議第2号（9月14日）（月曜）

出席議員 15名

1番	吉留良三君	9番	中里純人君
2番	江口祥子君	10番	東育代君
3番	松崎幹夫君	11番	西別府治君
4番	田中和矢君	12番	竹之内勉君
5番	平石耕二君	13番	原口政敏君
6番	中村敏彦君	14番	(欠員)
7番	大六野一美君	15番	福田清宏君
8番	濱田尚君	16番	下迫田良信君

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	岡田錦也君	主	査	福谷和也君
補	佐	石元謙吾君	主	任	橋之口健志君

説明のため出席した者の職氏名

市	長	田畑誠一君	消	防	長	若松勝司君											
副	市	長	中屋謙治君	土	木	課	長	内田修一君									
教	育	長	有村孝君	学	校	教	育	課	長	藏菌孝一君							
総	務	課	長	東浩二君	上	下	水	道	課	長	福山修司郎君						
政	策	課	長	北山修君	農	政	課	長	富永孝志君								
財	政	課	長	出水喜三彦君	福	祉	課	長	立野美恵子君								
市	来	支	所	長	橋口昭彦君	選	挙	管	理	委	員	会	事	務	局	長	橋口昭彦君
教	委	総	務	課	長	瀬川大君	健	康	増	進	課	長	猪俣勝人君				

令和2年9月14日午前10時00分開議

△開 議

○議長（下迫田良信君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（下迫田良信君） 日程第1、一般質問を行います。

これより、通告順により、順次、質問を許します。まず、原口政敏議員の発言を許します。

[13番原口政敏君登壇]

○13番（原口政敏君） 皆さんおはようございます。私は自由民主党を代表いたしまして、三つのことを質問いたします。

質問に入ります前に8月8日の8時5分に亡くなりました宇都耕平さんの御冥福を心からお祈りを申し上げます。大変残念でございました。

質問に際し、関連いたしまして、宇都さんの名前が二、三回出てまいりますので、御理解を賜りたいと思っております。

では、質問に入ります。

初めに、小学校の通学路の草木の伐採等につきまして質問をいたします。

今の時期になりますと、1か月もいたしますと小学一年生の腰ぐらゐまで草木が伸びてまいります。特に川南地区の通学路におきましては、田んぼと通学路の高低差が低く、あるいは同じぐらゐの高さになりまして、すぐカヤが生えてくるわけでございます。

2年前でございましたけれども、公民館長のお孫さんが学校の帰りにカヤで手を切ったということで毎年伐採をされておられます。

また、御案内のとおり、宇都耕平さんも朝5時過ぎだったとお伺いをいたしておりますが、子どもたちの安全のために草刈りに行かれたわけでございます。ちょうど大雨が降りまして、びっしょり濡れまして、奥さんの話を伺いますと、「まだ済んでないからもう1回行く」と言われて出られたそうでござ

います。それが奥さんとの最後で亡くなられたわけでございます。

私は明言はできないわけでございますが、耕平さんも草刈りをされなかったら亡くならなかったのではなかろうかなという推測もいたすわけでございます。

私も過去に何回となく、担当課にこの問題をお伝えし、伐採をしてもらった経緯がございます。

また、過去にも中学生が自転車でカヤが生い茂っており車が見えなかったということで、交通事故も発生しているところでございます。

市長、もうそろそろ議員がやらなくても、市民がやらなくても、通学路は定期的に伐採をする計画はないのか。まず、市長にお尋ねをいたしまして、1回目の質問を終わりたいと思います。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） おはようございます。

まず初めに、原口議員がお述べになられましたとおり、去る8月8日、宇都耕平議員がお亡くなりになられましたことに対しまして、心からお悔やみを申し上げます。宇都耕平議員はこれまで子どもたちのために思い、安心安全な地域、学校づくりに御尽力くださいました。

特に、原口議員がお述べになられましたとおり、子どもたちが毎日、安全に登下校ができるようにという思いから通学路の安全確保について心配りをしていたいただいたことに感謝の気持ちでいっぱいです。

それでは、原口政敏議員の御質問にお答えをいたします。

本市の管理する市道につきましては、直営作業員と合わせてシルバー人材センターや建設業者に依頼をし、除草を実施しているところであります。国道や県道につきましては、道路管理者である国土交通省や鹿児島県より委託された業者にて除草作業を実施されております。

国道270号における通学路につきましては、児童の安全を確保するため、道路管理者である鹿児島県へ定期的な除草を要望をしております。また、通学路沿線における民地の除草につきましては、市か

ら土地所有者へ管理責任として改善していただくよう要請をしまいたいと考えております。

○13番（原口政敏君） 私はその管理者の方に、田んぼを作ってらっしゃる方にですね、話を聞きに行きました。「今まで過去にカヤやそういう草木を刈ってくれという要請がありましたか」と。1件もなかったんです。ただの1件も。市長、分かりますか。1件もなかった。僕は確認したんだから。1件もなかったですよ。「要請はありませんでした」って。「要請があれば、原口さん、刈ります」って。「今回、宇都さんが亡くなったのも私の田んぼの責任だと本当に痛感している」とおっしゃったんですから。

だから、市長、私たちやら地元の住民が言わなくても通学路はぴしゃっとしましよや。全国的に子どもたちの安全のために一生懸命、どこの地域もしておりますがね、市長。

教育長にお尋ねいたします。教育はサインコサインタンジェントばかりじゃないんですよ。通学路の安全性を含めた全てが教育ですよ、教育長。そうでしょう。

過去に、通学路を歩かれたことはありますか。教育長は全て通学路はどこだということを把握しておられますか。

実は3日ぐらい前も西塩田町の五反田川の近くの住民の方が「かねてはもう7月は伐採してもらってるんだけど、相当カヤ等が伸びてきてる」って。

「そこは通学路ですか」と言ったら、「通学路です」とおっしゃった。今朝、電話を入れました。「担当が見に来ました」って。そのうち刈られるんですよ。

まず、教育長。あなたが教育のトップなんですよ、トップ。あなたが動かなければ先生たちは動かない。通学路を全て把握していらっしゃいますか。一回でも通学路を歩いたことがありますか。

まず、これについてお答えいただきたいと思ます。

○教育長（有村 孝君） まず初めに、去る8月8日、宇都耕平議員がお亡くなりになりましたこと、心からお悔やみ申し上げたいと思ます。

先ほど、市長答弁にもありましたように、宇都耕

平議員はこれまでいつも子どもたちのことを思って、安心安全な地域づくり、あるいは学校づくりに御尽力くださいました。特に、子どもたちが毎日、安全に登下校できるようにという思いから通学路の安全確保について心配りをいただいていたこと。感謝の気持ちでいっぱいあります。

そして、また、先ほど議員からもございましたけれども、最後の最後の日まで子どもたちのために安全確保に尽力されたということ。改めて感謝とお礼を申し上げたいと思っております。

通学路を見たことがありますかということですが、毎年一回、合同点検、学校から危険箇所が上がってまいります、それを道路管理者、国道、県道、市道、そのほか、警察署、それから、まちづくり協議会の役員、PTA会長さん。危険箇所を見て、そして、また、歩いたり、短時間ですけれどもやっております。私は個人的にもそれぞれの小学校に車を止めて全て歩いております。もう既に歩き終わって、今、何回目ということはないんですけれども、それぞれ危険だったところは、ここは昔、点検をして修理されたなあとか、そういうのを確認しながら回っておるんですが、まだ、しかし、今、議員がおっしゃるように目が届かない、気づかない、そういうところはいっぱいあると思ます。

そこで、私どもは、御承知のとおり、3月末には各学校で通学路の安全推進会議を開いてもらっております。5年前、浜田葵君が亡くなりました。それまでは「学校だけでPTAと一緒に推進会議を開きなさい」と言っていたんですが、校区に広げて、もうちょっと大きな広い目で通学路の安全点検をして、そして、危険箇所は4月下旬に集約をして、6月には合同の点検をします。そして、7月にはそれぞれ国道事務所等の道路管理者とか警察署と担当がどんなことができるかと対応策について協議をします。

そして、今年も終わりましたが、今度は12月にはその進捗状況をどういう危険箇所がどういうふうに対応されているのか。そして、まだ残っているのか。今後どうするのかと。そういうことを話合うのが第2回目の市の通学路安全推進会議で12月5日頃を予定しているところでございます。

今回の事故と言いましょか、事案についても、学校にも通学路の安全確保をするために、特に、夏場は、議員仰せのとおり、草木が非常に繁茂します。私も実は駐車場を借りているんですが、5回、草刈りをします。それほど伸びるわけですが、通学路で草木の伐採等が必要な場所がありましたら、すぐに教育委員会に連絡をするように、また、各学校へ周知を徹底したいと考えているところでございます。

そして、また、土木課をはじめ関係機関との連携を図ることが非常に大事です。これまでもお世話になっておりますが、各学校においても、宇都耕平議員はボランティアでやっていらっしゃったんですけれども、学校運営協議会の通学路安全についての熟議をしていただいたり、あるいは、地域と学校が共同活動につなげるなど、行政とか学校地域で協力して、ボランティア活動も含めて、地域ぐるみで働きかけていければなと考えている面もございませう。

○13番（原口政敏君） 教育長。最近、教育の問題で非常にたくさんありますね。いろいろと。いじめの問題。それから、10日ぐらい前も市民に迷惑が来ましたね。ここでは言いません。副市長も知っていると。教育長も知ってますね。あえて言いませんけれども、あまりに多過ぎる。

それから、教育長。以前の本会議で宇都耕平議員の黙禱がありましたね。あったでしょう。したでしょう。あの前に横から笑い声がするから行ったんですよ。それで教育委員会のメンバーがおったから、「君たちは何を考えちよつとか」って。「今日はね、今から宇都耕平さんの黙禱をする本会議だ」って。「静かにせい」って叱ったんですよ。

教育長。初心に帰らんといかん、あんたは。あんたの部下がいろんなことをしてる。言いたくないけど。宇都耕平さんの黙禱の前に大声で笑って、不謹慎ですよ。行ったら、教育委員会のメンバーもおった。私は叱ったですよ。「何を考えてるのか、君たちは」って。「今から宇都耕平さんの黙禱をする時間だ」って。それを含めて、もう多くは言いませんけれども、教育長、初心に返って、教育をしてください。まず、あなたがトップなんだから。いろんな

ことにおいて、教育長、すべきだと思いますよ。

最後に、教育長。あなたの所管を聞いて、この項を終わりたいと思いますので、私の答弁にどういう考えを持っていらっしゃるかお聞きして、この項を終わりたいと思います。

○教育長（有村 孝君） 私の部下職員の指導が足りなかったという御指摘でございますので、そこは十分反省をさせていただいて、また、職員指導を徹底したいと思っております。

今回のことにつきましても、また、いじめ問題等につきましても、いろいろ市民の皆さん、議員の皆さんをお騒がせして申し訳ないなと思っております。それはその都度、また、その段階段階で御答弁していきたいなと思っております。

いずれにしましても、何も起こらない、ないほうがいいわけでございますので、事故防止、事前防止と言うんでしょうかね、危機管理能力等をさらに研修を努めて、今後の教育行政を進めてまいりたいと思っております。

○13番（原口政敏君） 市長、徹底した安全対策をすることが宇都耕平さんに対する報いになりますからね。ぜひ取り組んでください。

それから、大里川の拡幅について伺いますが、非常に全国で災害が発生しておりますね、市長。本市も壊れましたね。去年の12月も言いましたけれども、上流はほとんど終わりましたね。ほとんど終わろうとしてます。下流が、国会議員の小里さんから3億円の予算が付いたと電話が来たんですよ。県議会議員からも来ました。

どのような予算なんですか。下流をせんないかんですよ。それを端的に教えてもらいたい。

○市長（田畑誠一君） 大里川の改修につきましては、昨年も決壊をしまして、床上浸水とか床下浸水とか大変な被害を受けたところであります。

したがいまして、そのときもそうでありませうけれども、大里川の改修については、今、原口議員をはじめ、地元の市来の議員の皆さん方、宇都耕平議員もそうであられました。また、濱田議員もそうであられます。そして、また、議会の皆さん全員で、議長をはじめ、大里川の改修について強く要望されて

おります。私も県を通して、国へ対して、県の河川課長と国交省にお願いに行ったりして努力をさせていただいてまいりました。

そこで、この大里川の改修についてであります。総合流域防災事業のほか、昨年度の繰越事業の災害対策等緊急事業推進費で実施をされて、本年度から新たに大規模特定河川改修事業が全体事業費14億円でおかげさまで採択されました。そして、本年度分が事業費2億円で河川改修を実施しております。

令和2年度の事業内容といたしましては、蒲牟田橋から中福良橋の区間の河道掘削、蒲牟田橋の橋梁設計、寄州の掘削工等を行っているところであります。

なお、今後の計画といたしましては、薩摩渡瀬橋の橋梁設計及び下流側の用地買収などを進めていくこととなっており、下流域を含めた改修区間の整備推進に努めていくとのことであります。

本市といたしましても、議会の皆さんと一緒に安心安全なまちづくりのために河川改修の早期完成を国、県に対して、さらに強く要望をしております。

○13番（原口政敏君） 今年度、3億円ぐらいの事業を進めると聞いたんですよね。総体的な14億円は知ってますよ。

だから、私が言いたいのは、12月議会でも言いましたけれども、まず、平佐原住宅の前の付近が用地のところに家が建ってきてるんですよね。そうしますと、それをまたのかしますと莫大なお金がかかってくると思うんですよ。もう土木課長も見に行って知ってると思うんだけど、用地買収のところに家が建ってきますからね。だから、そういうところを早くしないと、用地買収も難しくなってくると思うんですよ。

市長がもし答弁できなかつたら、課長が知ってると思うから、課長が答弁しなさい。

○土木課長（内田修一君） 大里川の改修につきましては、今までは総合流域防災事業というのをベースにしておりました。これが大雨に伴いまして、決壊した関係で大規模特定河川改修事業というのを国のほうに要望して、この中で10億円がついております。

あと、関連して災害の対策と緊急事業等も入れながら、この三つの事業で進めております。

原口議員が仰せのとおり、大里川は重信川と合流する場所、この下流側を整備しないことには効果が出ないということ鹿兒島県も把握しております。そのようなことで用地買収の選考を急いでほしいというようなことで、市長、副市長、土木課、総合的に要望等を行っているところでございます。

○13番（原口政敏君） 本市に二級河川が3本ありますね。3本ですかね。一番危ないのは大里川なんですよ。私は市来地区だから大里川ばかり言うてるんじゃないんですよ。一番、大里川が危険で、実際、決壊もしてるんですよ、市長。そうだったんですよ。

まだ工事も終わってませんよ。もうちょっとしたら終わるのな。すぐ工事にかかっていたんですけれども、早急にしないと、万が一、決壊するというのは、もう私の自宅の前までは広がってますから、そのあとだろうと思うんですよ。万が一、平佐原が決壊したら、大きな災害になりますよ、市長。今はもう、予想もしない大雨が降りますからね。だから、早急に平佐原付近をしないと、私は12月議会でも言ってるんだけど、大きな災害が出ると心配しております。

県にも、市長にも言いましたね。ちょうど大きくなって狭くなってくるから、この狭くなったところは危ないですよ。「県は対策をしているから大丈夫だとおっしゃった」と言いましたね。何も対策をしませんかね。行ってみてください。何もしてませんよ、対策は。一気にあそこは私は決壊すると思う。

だから、早急に市長。まず、買収からだと思うんですよ。買収からしないと。家が建ってくるわけだから。もう何回も言うけれども、一緒のことですよ。その次の本会議では「買収が始まりましたよ」という答えを聞かしてくださいよ。毎回毎回、こういうことを言いたくないですがよ、市長、どうですか。

課長はいい。市長、答弁してください。

○市長（田畑誠一君） お述べになられましたとおり、近年の豪雨災害というのは想定外という言葉が

なくなると、使えないと私は思うんです。それぐらい大きな災害が相次いでおります。

その災害の大きな原因というのは、今、お述べになっておられますように、下流側の拡幅にあると思います。下流側の流量を延ばすということと増やすということにあると思います。そういった面で平佐原付近がとても大変だと、危険だと。住宅等密集しておりますので、そういうことを多分、指しておられると思います。

これまでもいろいろ要望はしておりますが、また、原口議員が今、お述べになったこと等を踏まえながら、さらに県に対して強く要望をしております。

○13番（原口政敏君） もう詳細は課長に言っておりますので、市長、なるべく早く、まず買収が先だと思いますよ。買収をしていったらすぐできるわけですので。万が一、家を建てた人が「いいや、退かない」って言えば、長期にかかりますからね。実際、その橋のたもとにも売らないと言う人がおられますがね。あんなったらもうできなくなりますよ、市長。

だから、私も家を造る人に「ちょっと待ってこれ」って。「ここは大里川の工事が来るから、ごめんだけど、もうここには造らないで」って。「私が土地を持ってるから、そこを見てごらん」と見せていますけどね。

早くしてくださいよ。まず買収からだと思っておりますから。この次の議会では、「ああ、よかった」と言えるように。そういう返事を聞きたいと思っておりますので。

万が一の場合は大きな災害になりますよ、市長。平佐原付近は全滅ですよ。それを私は最後に申し上げて、課長、何か答弁をすることがあるか。あったら言っていけど。ないか。なかればよか。

なかったら、次の項に進みます。

最後になります、まぐろの館付近ですね。あれは何年前からも言ってるんですよ。雨が降るたびに冠水をして、この前もまた軽自動車が1台冠水しましたね。その方に聞いてみますと、「そのときは雨は降らなかった」って。「あの付近に友達がいたから会いに行って、1時間して帰ってきたら、もう水

が車の中に入っとった」って。1時間ですよ。

だから、それだけものすごい勢いで降ったんですね。忘れもしません。その日は7月で伊集院の文化センターで県知事の講演会があったんですよ。私も行ったんです。行くときには大した雨じゃなかったですよ。もう帰りはすごかったですから。何とか帰ることができたけど、うちの事務員はお家に帰れずに、議長は知っていらっしゃると思うけど、お母さんのところに泊まったって。それほどすごかったんですよ。

だから、課長にこの前言って見せてもらった水門が造ってありましたね。漫画のような水門だと思った。見て。ごめんだけど。あれじゃ水は防げないよ、課長。

だから、もうどうしようもなかったら、市長、後で同僚議員からも出てきますけど、ちゃんと課長にも言いましたよ。「ポンプを使え」って。「排水ポンプ車を使えって。最悪の場合はもうそれしかなかね」って。もう家に帰れないわけだから。課長に言ったよね。「ポンプを使え」って。同僚議員からも後で出るんだけど、排水ポンプ車ぐらい買って、排水して、市民に迷惑をかけないようにしないと。これは何年も続く。課長も「莫大なお金が要る」って。でも、お金が要ってもしないと。人命に危険をさらす問題ですからね。

市長、どうですか。まず、市長が答弁しなさいよ。

○市長（田畑誠一君） まぐろの館付近では市道八房・北新田線と市道第2北新田工業団地線との合流点を中心に満潮と大雨が重なったときなど道路が冠水しており、平成29年度に流入区域や排水路の調査を行い、昨年度末に近隣住民への冠水対策に関する説明と一部区域から当箇所への排水経路を変えるために排水路の分岐点に止水壁を設置し、流入量が緩和され、一定の効果はあったかと思っております。もちろん十分ではないわけですが、このことを原口議員からも再三、要望があり、この止水壁の設置をしたところであります。

今後の対策ですけれども、ポンプによる強制排水ということはもちろん考えられますけれども、ポンプによる強制排水となりますと、事業実施において

膨大な費用を要します。

したがって、今後の対策について何か方策はないものか。いま一度、また検討をしてみたいと思います。

○13番（原口政敏君） 市長、大きなお金はかからないですよ。消防の川のポンプもありますよね。知ってるでしょう。消防に川のポンプがありますがね。高くないですがね。莫大なお金じゃないですよ。あれが1台あったら排水できるんですから。もちろんそのポンプ車は高いですよ。だけど、簡易の安いポンプもありますよね。あれでも大きいですがね。あれで十分だと私は思いますよ。

それを使って、莫大な錢を使ってまでとは言いませんよ。だから、私も課長と現場に行って、もうこれしかなかね。ポンプしかないと思えましたよ。正直言って。

だから、最悪の場合はどっかの消防自動車のポンプを買ってくださいよ。消防署でもありますがね、ポンプが。消防署のを借りて、連絡して、消防署に言って、排水してもらったらいいわけだがね。それはできないのか。それは別か。同じ市のあれだから、消防署に言って、ポンプはあるわけだから。

市長に聞かないかんのだけけど、市長はもうできんかったら、課長はできないのかな。こういうことは。消防署しか使えないのか。どうなの、ポンプ車は。

○土木課長（内田修一君） 貴重な御意見ありがとうございます。

消防署のポンプにつきましては、川の氾濫、そういったものの濁り水、あと吸水する、吸い込むほうです。そういった場所等をちょっと工夫しなくてはならないのかなと思っております。

それと車を5台なのか、10台なのか、配置しての排水作業で効果が出るのかなと思ってるところでございます。

過去の水害においてもそのようなお話等をほかの場所で聞いたこともあります。そういったことでできることは減災、防災に向かって、消防署、まちづくり各課と連携してまいりますので、御指導をよろしく願って、私の答弁を終わります。

○13番（原口政敏君） 市長に聞かないかんのだけけど、5台も要らないよ。僕も消防団に50年おったよ。ポンプが1台あったら十分排水できるよ。あの排水能力だったらね。5台は要らん。1台で十分。

だから、消防長もだけれど、通告もしてなかったから。災害だよ、災害。きれいな水はないよ。濁った水だよ。災害の一種なんだからね。消防署に連絡をとって、「排水してくれ」と。それぐらい臨機応変にきなさい、課長。頭はいいときに使え。一回一回言わなくても、そのようにきなさい。

ということを申し上げまして、もう答弁は要りませんから、なるべく早く市民の不安を取り除いてください。

一切の質問を終わります。

○議長（下迫田良信君） 次に、東 育代議員の発言を許します。

[10番東 育代君登壇]

○10番（東 育代君） おはようございます。

今回の台風10号は予想よりも風が当たらず、安堵いたしました。コロナ禍の中での避難の在り方に多くの課題が見えてきたようでございます。

また、昨日は市内の中学校等で昨年までと違った形での体育大会が実施されたようです。

収束の見えない新型コロナウイルス感染により、当たり前であった生活が当たり前でなくなり、生活様式の見直しに戸惑っている方も多いのではないのでしょうか。

本市でも小中学校の一斉休業がありました。児童生徒だけでなく、学校関係者や保護者も様々な対応を迫られました。

政府でもポストコロナの学びをテーマに検討を進めることが確認されているようですし、オンラインでの情報教育や遠隔学習についても取組が始まっています。国のGIGAスクール構想が加速されたことに伴い、ICTの活用により学校の臨時休業等の緊急時においても、全ての子どもたちの学びを保障できる環境を早急に整えるため、児童生徒に対し、1人1台のパソコン端末を整備すると、公立学校情報機器整備事業について、6月議会で説明を受けました。

令和2年2月に策定された第3期いちき串木野市教育振興基本計画の中に教育の情報化の推進が明記されておりますが、新型コロナウイルス感染拡大を受けて、今年度、公立学校情報機器整備事業で児童生徒に対し、1人1台の端末が整備されることになりました。

本市の教育振興について、タブレット学習への取組についての質問でございます。

児童生徒1人1台貸与されるタブレット学習への取組や教職員に対するICTを活用した指導力を向上させるための研修の充実も急務となってまいりましたが、本市の目指すGIGAスクール構想とはどのようなものか。市長の見解をお聞きしまして、壇上からの質問を終わります。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） 東 育代議員の御質問にお答えいたします。

GIGAスクール構想は児童生徒1人1台、端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することにより、新しい時代の教育に必要な子どもたち一人ひとりの学習の最適化と創造性を育む教育を実現し、子どもたちが将来、世界で活躍していけるようにすることを目的としております。

また、ICT環境を整備することで子どもたちが多様な情報に触れることや都市部や海外との交流を可能にし、新しい価値の発見や地域が持つ魅力への気づき、そして、思考力と創造力を育むことにもつながると考えております。

子どもたちはこれからの日本と地域を支える大切な宝物であります。一人ひとりの個性を伸ばし、新たな時代に様々な分野で活躍する人材の育成に結びつくよう教育の充実に努めてまいります。

なお、本市のGIGAスクール構想の取組につきましては、教育長から答弁をいたさせます。

○教育長（有村 孝君） GIGAスクール構想の取組についてでございます。

GIGAスクール構想に関連する事業は大きく二つございます。

先ほど市長答弁でも出てまいりましたけれども、一つは児童生徒1人1台パソコン端末の整備です。

年度末の3月をめどに児童生徒全員にパソコン端末を整備するほか、プロジェクター、スクリーンなど周辺機器も整備することとしております。

もう一つは高速大容量の校内通信ネットワークの整備を行うものです。校内LANの整備に加えて、パソコン端末の保管、充電等を行う電源キャビネットを3月末までに整備することといたしております。

1人1台のパソコン端末が整備されますと、教師と児童がつながった授業が展開されるということになります。

例えば、国語の授業ではパソコン端末に自分の考えを書き込み、また、お互いの発表や意見交換にも役立てることが出来ます。算数や数学の授業では習熟度に応じた問題を各自パソコン端末上で解いたり、関数や図形などの変化の様子を動画などで可視化したりして、学びを深めることも可能でございます。理科の授業では観察、実験をパソコン端末に記録しておき、動画を使って、より結果について深い分析を行うことも出来ます。このように児童生徒の個性や能力に合わせて、最適な指導が行える授業へと変わっていきます。

GIGAスクール構想についての説明はちょっと不十分かもしれませんが、以上でございます。

○10番（東 育代君） ただいま市長、それから、教育長から答弁をいただきました。

校内での活用、成果に非常に期待ができるということでお答えいただきましたが、このICTの活用により学校の臨時休業等の緊急時においても、全ての子どもたちの学びを保障できる環境を早急に整えるため、児童生徒に対し、1人1台のパソコン端末を整備すると事業の説明を受けました。

学校が休業となった場合には学習ツールとしての自宅での活用についてもここに掲げてあるわけですが、そこについて、それから、各家庭のインターネット整備環境状況、未整備家庭への配慮、ここら辺についてはいかがでしょうか。

○教委総務課長（瀬川 大君） まず、今後、学校休業となった場合、各家庭での活用方法とか、インターネット環境が未整備の家庭への配慮等についてですけれども、原則、通常時におけるパソコンの持

ち帰りについては、現在のところ、考えてはいないところでございます。

しかしながら、学校休業等の緊急時におきまして、平常時のルールにとらわれることなく、持ち帰って活用することといたしております。

インターネット環境の未整備家庭につきましては、現在、小学校でおおよそ14%、中学校ではおおよそ9%の家庭が未整備であると把握しております。学校休業時においてはオンライン授業等が想定されるわけですが、当面、インターネット環境が整っていない家庭の児童生徒につきましては、学校に登校をしていただき、一教室に数名ずつ分散して配置し、三密を避けた上で、学校でオンライン授業等を受けてもらうということを考えているところでございます。

○10番（東 育代君） このICTの活用は通常時においてはもちろん学校で。これは成果が出ると思うんですね。今、本当に子どもたちに対しては。

ただ、この事業の説明の中で学校休業となった場合ということも書いてありますので、そこまで整備された中での事業ということになるのではないかという思いがしての質問でございます。

小学校14%、中学校9%は未整備と。この子どもたちは学校に来ないといけない。そこで受けられないことはないんですが、ここら辺までもきちっとどう対応していくかということを考えて、この事業というのを一つづくりとして考えていかなければならぬのではないかという思いがしての質問です。

再度お聞きします。

○教委総務課長（瀬川 大君） インターネット環境がない家庭におきましては、パソコン端末等を活用するためにはモバイルのWi-Fiルーターなどの活用が考えられます。

しかしながら、このモバイルのWi-Fiルーターの機器の購入に当たって、1台当たり1万円を超える購入費、また、初期費用に加えて、ランニングコストとして通信費用が発生してまいります。このように機器購入費、通信料のランニングコストに対する家庭への負担の在り方など、公平性の上からも検討すべき課題もありますので、他市の状況も

調査しながら、今後、また研究していきたいと思っております。

○10番（東 育代君） 経費のことが一番ネックになると思いますが、やはり公平性を考えるとこれを全ての子どもたちが利用できる状況にということも一つの公平性ということでもありますので、負担のこととか、それから、Wi-Fiのルーター、あるいはランニングコスト、いろいろ出てきますけれども、そこら辺までを大きな枠の中で捉えて、じゃあどうするかということもまた今後の課題かなというふうに思っております。

それと、このタブレット導入に伴う本市のGIGAスクール構想において、全体事業費、あるいは今後の年間のランニングコスト、それから、故障やトラブルで生じた経費、保護者負担。ここら辺についてはいかがでしょうか。

○教委総務課長（瀬川 大君） 本年度、実施しておりますGIGAスクール構想に関する事業費といたしましては、予算額で、先ほどありました情報通信ネットワーク環境の整備事業費、児童生徒1人1台パソコン端末の購入事業費など、合計で約1億6,300万円を計上しているところでございます。

また、年間のランニングコストといたしましては、現在、小中学校14校のパソコン室に整備しているパソコン端末のほか、教職員の校務用パソコン端末及び周辺機器等の借上料が約現在7,500万円。光回線やプロバイダーに係る通信回線等の使用料が約120万円というふうになっております。

故障等による経費といたしましては、現在、リース契約している機器につきましては、その契約の中で保守、修繕対応を含めております。

また、今回購入するパソコンの端末につきましては、購入後1年間の保証がついておりますが、その後につきましては、パソコン単価に比べまして、多額の保険料が見込まれるため、その都度、個別に修繕で対応していくこととしております。

保護者負担につきましては、児童生徒に起因する機器の破損、故障や紛失に伴う補償について検討する必要があると考えております。

今後、児童生徒、保護者の責任を明確にするため、

貸出基準等につきまして検討してまいりたいと考えております。

○10番（東 育代君） 今、御答弁いただきましたが、やはりかなりの経費がかかるわけでございます。国の補助金も6,129万円ですかね、今回の事業については、あるわけですが、ランニングコストもろもろ考えるとかなりの経費がかかりますので、この経費がかかるのであれば、やはり一人ひとりがみんな平等に使えるように、あるいは非常事態においてもネット環境のないところでも使えるように、そこまで想定した中での事業を進めていただきたいと思います。

それから、次に、教育基本計画の教育の情報化の推進における現状と課題でいろいろと計画の中に書いてありますが、教職員の研修というのも急務になってきますが、現状と今後の取組について伺います。

○学校教育課長（藏 穂孝一君） ICT教育についての教職員の研修の取組についてお答えします。

本市では教職員のICTスキルの向上に向けて、昨年度から希望する市内の小中学校の教職員を会員として、ICT教育研究会による活動を行っております。今年度から小学校で実施しておりますプログラミング教育についての実践発表や年間指導計画の作成、テレビ会議システムZOOMを使ったオンライン授業体験など、ICTの教育利用についての研究や情報交換、資料作成等に取り組んでおります。

マスコミにも取り上げていただきました。6月2日のセミナーには市内の各小中学校の教職員等44人が参加いたしました。また、8月19日には市教委も共催となりまして、夏季セミナーを開催し、市内小中学校の教職員等28人が参加しております。

なお、専門業者から派遣されるICT支援員が学校の要請により毎月1回は市内の小中学校を訪問し、ICTを活用した教育活動を支援しております。

今後はさらに教職員のICTスキルの向上に向けて、研修の充実に努めてまいりたいと考えております。

○10番（東 育代君） 今、課長のほうから答弁いただきましたが、先日の新聞で本県教職員のICT活用指導力に関する研修を受講した教員の割合は全

国平均よりも高いと。一方で、授業中にICTを活用して指導することや児童生徒のICT活用を指導すること、情報モラルなどを指導することについては割にできる、ややできると回答した職員の割合は全国平均よりも低い状況となっているとありました。

オンラインでの情報教育研修、県内各地でも実施していますし、本市でも何回か新聞等でその状況が紹介されているわけですので、やはり教職員がきちんと対応できないと児童生徒はそこで止まってしまうということになりますので、せっかくのいい機会ですので、これを機会にさらなる研修を進めていただきたいなと思っております。貸与後に使えなかったよということがないようお願いしたいと思います。

次に移りますが、小中学校におけるインターネットやスマホ、携帯電話の取扱い及び対応について伺います。

先日の新聞で、条件がそろえば学校での携帯電話も可能という記事がありましたが、本市について、フィルタリングの設定とか家庭内のルール策定といろいろと検討はあると思っておりますが、現状についてお聞きします。

○学校教育課長（藏 穂孝一君） フィルタリングの設定や家庭内ルールの策定に係る保護者への啓発についての現状ということでお答えします。

まず、フィルタリングの設定ですが、本市小中学生を対象にした平成30年度のインターネット利用等実態調査によりますと、小学生の携帯電話所有者が88人おります。そのうちフィルタリング設定率は86%となっております。中学生の携帯電話保持者は211人、そのうちフィルタリング設定率は77%となっております。未設定の家庭につきましては、今後もフィルタリングの重要性について継続して指導してまいります。

家庭内ルールの策定につきましては、親子でしっかりと話合わせることが大事であると考えております。9時以降は使用しない、使用する時間を決めるなどの家庭内ルールの設定状況について、小学生の84%、中学生の77%が決めていると回答しております。この数値を100%に近づけるということを目指

しているところでございます。

それから、スマートフォン、携帯電話の学校への持込みについての市としての考え方ということでお答えいたします。

7月30日付文部科学省の通知によりますと、携帯電話の持込みについては、原則禁止とした上で、持込みを認める場合には学校と生徒、保護者との間で合意がなされ、必要な環境の整備や措置が講じられている場合に限って持込みを認めるべきであるとされており、その合意というのは、生徒が自らを律することができるようなルールを学校のほか生徒や保護者が主体的に考え、協力してつくる機会を設けること、学校における管理方法や紛失等のトラブルが発生した場合の責任の所在が明確にされていること、フィルタリングが設定されていること、携帯電話の危険性や正しい使い方に関する指導が学校及び家庭において適切に行われていることの4点でございます。

本市としては現段階では携帯電話の学校への持込みを認めるということは考えておりませんが、国や県の動向、本市の家庭におけるフィルタリングと家庭内ルールの設定状況、また、学校と家庭での指導状況等を見ながら検討してまいりたいと考えております。

○10番（東 育代君） 今、答弁をいただきましたが、四つの条件が整備されれば持込みがという国の文科省の説明があったわけですが、本市としては、今後ということではございますが、四つのこの条件が整備されれば、本市としても可能というふうに考えてよろしいですか。

○学校教育課長（藏菌孝一君） 先ほどの答弁でも申し上げましたが、国が言っていることにつきましては、持込みを認める場合、まず持込みを認めるか認めないかという審議がまずなされるかと思うんですけれども、持込みを認める場合には、この四つの留意点をしっかりと守るべきであるということを国は言っていると思いますので、まずは持込みを認めるか認めないかというところの審議、そこについてはこの4点をももちろん踏まえながらも、総合的に考えていかなければならないと思っております。

ですので、この4点がクリアできれば、即認めるということではないというふうに捉えているところですよ。

○10番（東 育代君） 今からもしそういう事案が生じれば、いろいろと学校と、それから、教育委員会のほうと審議をされると思うんですが、もし条件が整えば、やはり受けるということですよ。そのところを聞きたいんですけど。

○学校教育課長（藏菌孝一君） この四つの点につきまして、十分踏まえながら、それも念頭に置きながら考慮していきたいというふうに思います。

これが全部できたらすぐ認めますよということ、現段階ではまだ言えない状況であるということでございます。

○10番（東 育代君） 可能性は残してあるというふうに理解すればいいんですよ。

○学校教育課長（藏菌孝一君） 可能である、不可能であるというのは、現在、言えない状況でございますので、不可能とは申し上げませんが、可能であるとも申し上げられません。

○教育長（有村 孝君） 今回の国の通知は家庭での判断というのを非常に重要視してるんです。学校だけじゃ駄目ですよ。家庭が四つのこの決まりと言いましようかね、ルールをきちっと守らせるときに購入をさせなさい。また、学校と話をして、持込みをということで、非常に家庭の重要性、判断の重要性は非常に強調されている通知文だと思います。

そして、その中には今回の中学校の取扱いについては、個別の状況等を判断して認めてもいいんじゃないかという解説もしてございます。個別の状況を見て、いろんな事情があったら持込みを認めてもいいんじゃないかと、そういう解説も付け加えられているようです。

○10番（東 育代君） 文科省も原則、禁止は維持というふうに新聞に載ってますので、その線でもた個別に対応をします。今は可か不可かということとは言えないけど、個別に対応するというふうに理解すればいいんですよ。

○学校教育課長（藏菌孝一君） はい、議員がおっしゃったとおりだと思います。

例えば、身体的に配慮が必要な児童生徒、緊急に連絡が必要な児童生徒等もいるかと思っておりますので、それぞれ、それは個別の状況で配慮すべきところは配慮していくということになるかと思っております。

○10番（東 育代君） 次に、新型コロナウイルス感染拡大を受けて小中学校を臨時休業としたが、その検証と今後の考え方について何うということまで質問いたします。

2月27日に安倍総理大臣による一斉休業の要請がありました。それを受けて本市でも1回目が3月3日から春休みまでの間、2回目は4月22日からゴールデンウィークまでの間、公立小中学校の臨時休業となりました。内閣総理大臣から学校における全国一斉の要請方針を示されたことを受けての休業であったようですが、本市では新型コロナウイルスによる感染者がいない中での臨時休業でもありました。

この一斉休校を決めるに当たって、教育委員会ではどのような協議がなされたのでしょうか。

○教育長（有村 孝君） 議員仰せのとおり、2月27日の夕刻でございました。新型コロナウイルス感染拡大防止のために内閣総理大臣から突然の学校の臨時休業要請がマスコミ等で報道をされました。初めてのことでございましたので、その対応に非常に、どこの市町村、全国、苦慮したと思うんですけども、私どもも近隣市町村、県教委等と情報共有をするとともに、結果としては議員全員協議会でもお知らせしましたように臨時休業を実施いたしました。

臨時休業による児童生徒へ与える影響についての協議内容についてでございますけれども、本市では臨時休業に当たり、まず緊急に臨時校長会を開催いたしました。これも至急、次の日に行いました。

家庭学習への指導として、臨時休業中における1週間ごとの計画表に基づいた学習の進め方とか、あるいは購入済みの補助教材、あるいは宅習帳への取組方、また、文部科学省及び県総合教育センターが提供していますインターネット教材等を家庭学習で活用するように指導をいたしております。

運動面への配慮と言いましょうか、指導でございますけれども、家庭における運動面につきましては、家庭での取組として、文部科学省が出している一人

でも簡単に実施できる運動取組カードを配布いたしまして、適度な運動を実施するように指導いたしております。

また、家庭との連携、児童生徒の健康状態や生活状況などの確認を行うための週1回以上の電話連絡。また、家庭訪問等の実施。特に不登校傾向、ネグレクト等、気になる児童生徒につきましては、小まめに確認を行うように指導してまいりました。週1回での電話か、あるいは家庭訪問のどちらかを選択、両方された学校もございました。

今、申しましたように電話や家庭訪問等の報告を私どもも受けておりました。

仕事をしている保護者への対応。これも議員全員協議会でお話しいたしましたけれども、仕事をしている保護者への配慮といたしまして、小学校3年生以下で保護者の見守りや学童等預かり先の確保が困難な児童につきましては、少人数ではございましたけれども、学校で預かるようにしてまいりました。

○10番（東 育代君） 今、教育長のほうから答弁をいただきました。

子どもたちに与える影響ですね。週1回以上の電話、あるいは家庭訪問、あるいは運動取組カードとか、1週間ごとの学習の進め方とか、いろんなことを御答弁いただきましたが、小規模校ではかなり徹底しておりましたが、大規模校においてはどうだったんですか。

この週1回以上の電話、あるいは家庭訪問。こちら辺において、大規模校でもこれはきちっと対応されていたというふうにお聞きでしょうか。

○教育長（有村 孝君） 実施したと報告は受けております。

小規模校は先ほど申しましたように両方、あるいはタブレット端末を持って行って、それで各家庭で授業をした学校等もございまして、大規模校は「家庭訪問ができないところは少なくとも週1回は電話連絡、安否確認を下さい」と言っております。

また、生徒のほうから電話がかかってくることもあったという報告は受けております。

○10番（東 育代君） 報告を受けたということで、これ以上、追及するのは無理かなと思いま

すが、現場のほうでは大規模校では対応はなかなかできなかったと。週1回以上の電話とか家庭訪問とか、そこら辺についてはあまり対応はなかったというふうにも聞いております。

これは一部かもしれませんが、きちっとされたところもあるでしょうし、そういうこともありますので、報告ではそういう形ですので、それ以上、ここでは追及はできないと思いますが、現場は大変だっただろうと思います。

また、仕事をしている保護者の事情。ここら辺については小学校3年以下は学校でも預かると、いろいろ対応されておりましたが、子どもたちは家庭の中で本当にひきこもり状態だったというのも聞いております。

また、保護者の勤務体系など企業への協力も必要ではなかったのかなとか、いろいろ思ったところです。

本当に急なことでしたので、対応が後手後手になったのかもしれませんが、その後、臨時休業が明けから、学校、あるいは教育委員会でも様々な角度から検証をされたと思うんですが、子どもたちも学校が始まって喜んだ声も聞きました。ただ、非常に疲れたと。学校に行くだけでも疲れたという声も聞きました。

学校再開後の児童生徒のメンタル、あるいは学習、体力面において検証をされたと思いますが、児童生徒や保護者の声、学校現場ではいかがだったでしょうか。

○学校教育課長（藏 蘭 孝一 君） 臨時休業後の児童生徒の主に学習面、体力面での検証結果について報告します。

5月31日に教育委員会が調査をいたしました。市内全小中学校に不足授業時数の調査をしたところ、平均18時間でありました。そのため、夏季休業を7日間短縮し、1学期をその分7日間延長するということで授業時数の確保に努めました。

その結果、8月に実施した臨時休業中における未履修事項調査では前年度及び1学期の学習内容が終了していない学校が小学校1校ございました。この1校のみでございました。当該学校では前年度、3

年生で指導予定であった算数のそろばんの単元が終了してはおりませんが、今年度、4年生のうちに指導予定であります。これは文部科学省のほうからもそのような対応でよいということで出されております。

なお、全小中学校において、1学期に計画された教育課程は全て完了しております。

児童生徒の学習面の検証につきましては、今年度全国学力学習状況調査が中止になったため、学力に関する数値的なデータが現在のところは具体的なものを持ち合わせておりませんが、1月に計画されております県の鹿児島学習定着度調査の実施等によって検証してまいります。

また、体力面では1学期に実施した新体力テストの結果から県平均を上回っている種目数が、昨年度は小中学校合わせて205種目ありましたが、本年度は165種目に減少しております。やはりこれは臨時休業により運動の機会が減少したということも一因ではないかと考えているところです。

各学校に対しましては、結果に基づいた授業改善策を考え授業に当たること。また、規則正しい生活習慣、運動習慣の確立のためにPTAと連携して、取り組むべき事項を設定し、推進することを指導しているところでございます。

○10番（東 育代 君） 初めてのことで、本市でも夏休み期間を短くして、いろいろ対応されたということでもあります。

ただ、平成31年度では全ての教科で全国平均を下回っている。学力学習状況調査においてですね。というのがここに書いてありますので、全体的に落ちてはいると思うんですが、国が実施している調査でも全国平均を下回っているということですので、今後、さらなる現場との調整をしていただいて、子どもたちにできるだけいい形で環境整備していただきたいなと思っていますところでございます。

次に、ウィズコロナ、ポストコロナ、いろいろな言葉が出てまいります。本市の教育振興基本計画における新型コロナウイルス感染拡大とアフターコロナについて、まだ収束の見えない新型コロナウイルスではございますが、子どもたちを児童生徒を真ん中に置いた学習運営を期待しているところでございます。

今後に対して、教育長のお考えをお聞きします。

○教育長（有村 孝君） 先ほど来ありますように、ウィズコロナ、アフターコロナにおける本市の今後の取組方と方向性についてでございます。

ウィズコロナにおける取組といたしましては、教育委員会では文部科学省からの通知文に学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、学校の新しい生活様式、これを参考にいたしまして、感染症の状況を慎重に見極めつつ、マスクの着用、あるいは三密を回避するなど感染予防対策に万全を期して、可能な限り教育活動を充実させてまいります。

また、教育活動の実施に当たっては児童生徒の心のケアにも十分に配慮するなど、子どもたちが安全かつ安心して学校に通うことができるよう学校と教育委員会、関係機関が連携して対応してまいりたいと考えております。

アフターコロナの取組につきましては、特に学習指導面で鍵となるのは、従来の学校での対面形式の授業とICT活用を融合させた新たな学習環境の整備でございます。従来の対面式での授業の良さに加えまして、ICTの整備により、一人ひとりの児童生徒の理解度に応じた個別最適な学習を取り入れ、誰一人として取り残さない教育を推進していきたいと考えております。

また、今後はオンラインにより学校と家庭、地域社会がこれまで以上に簡単につながりやすくなり、質の高い教育を提供できるようになると考えられます。そのためには、ICTを自在に使いこなせるだけの教師の力量を高めるための質の高い研修を今後とも準備する必要があると考えております。

○10番（東 育代君） 誰一人取り残さない教育に努めるということで、今後、期待したいと思います。

次に、不登校や不登校傾向の児童生徒への支援について伺います。

このことについては、私は平成26年12月、平成27年12月、平成28年6月、平成30年6月議会。ずっとこのことについて質問を続けてまいりました。

不登校や不登校傾向の児童生徒の現状、近年の推移について伺います。

○学校教育課長（藏 蓮孝一君） 過去3年間の不登校児童生徒の推移について申し上げます。

平成30年度からですが、平成30年度は小学校10人、中学校30人、計40人です。令和元年度は小学校10人、中学校25人、計35人です。令和2年度は9月1日現在において、小学校4人、中学校14人、計18人という推移でございます。

○10番（東 育代君） 本年度については途中ですので数字がなかなか確定できないと思いますが、過去を振り返っても、30人、40人というこの数字はなかなか減らないと。教育長はいつも不登校ゼロを目指して取り組むということを言われている中でなぜでしょうか。

不登校傾向と不登校児童生徒が減少しないのはなぜかについてお聞きします。

○教育長（有村 孝君） 不登校対策についてでございます。

私は就任以来、いじめ不登校ゼロを目指す。10人を目指すとか、5人を目指すじゃなくて、もちろん最終的な目標はゼロでございます。そういうふうな教育行政を預かってまいりました。

不登校の要因につきましては、やっぱり漠然とした不安とか、あるいは学業不振、あるいは友人関係をめぐる問題、家庭環境の急激な変化など多岐にわたります。したがって、不登校への対応が難しく、また、不登校解消につながりにくい現状もございます。そのため、学校だけで解決できないケースも多くございまして、児童相談所や福祉課などの関係機関も交えた支援体制が必要でございます。

ただ、今までのとおりでいいかというところではございまして、学校の指導体制の課題を改善していく必要があると。特にこれまでの未然防止や早期対応についての各学校の取組に関しまして、どこに課題があったのか、そして、また改善していくためにはどんな視点が必要なのかをスクールソーシャルワーカーなどの関係機関を交えて、研修を充実させていきたいと。これまでの指導体制の課題について改善していくこと。これがまず一つだと思います。

さらに、児童相談所、市福祉課、民生委員などを交えたケース会議、地域の方々を交えた学校運営協

議会、コミュニティスクールでございますが、鹿児島大学教授を招いての学校サポートプロジェクト会議等において、それぞれの専門性を活かした支援に努めていくことが二つ目です。

特にこのケース会議は個の状況に応じて実施回数を今後増やして、より緻密な情報化に努めていく必要があります。家庭の状況等が非常に比重が大きくなって来つつございますので、緻密な情報交換に努めていく必要があると考えております。

また、保護者に対しても、地域の民生委員、福祉課、児童相談所等の関係者が不安を抱える保護者の状況を理解して、共感的な立場で対応すること。これらを重点課題として、今後も粘り強く不登校対策を行ってまいります。

子どもだけじゃなくて、児童生徒だけでなく、不登校傾向の子どもの保護者も非常に悩んでいらっしゃる。そこと寄り添いながら、今後もあらゆる手法を取って、いじめ不登校ゼロに近づけたいと考えております。

○10番（東 育代君） いろんな関係機関と連携を取ってということをお聞きしております。

その中で市には教育支援センターというのがあります。今、市来公民館のところにあるわけですが、この支援センターの場所、あるいは設置箇所、設置箇所数について度々質問をしまいましたが、これについては、人数あるいは不登校の児童生徒数からしては十分だということの答弁をいただいております。

串木野地域のほうが不登校の児童生徒も多いわけですが、支援センターの利用状況についても多いですけれども、市来地域の子どもたちにするとなかなか割合的には利用が難しい。だから、この1か所でもいいのかということは何回も一般質問でやってきましたが、串木野地域と言っても車で20分ぐらいだから問題はないとか、あるいは教育委員会が近くにあるから一番いいとか、いろいろな答弁をいただきましたが、やはり支援センターについても今一度、この場所でもいいのか。もちろん一つは必要です。でも、本当にもう1か所必要ではないのかというような当事者目線、利用者目線でも考えてほしいと思うんで

すが、この支援センターについていかがでしょうか。

○教育長（有村 孝君） 支援センターの設置場所でございますけれども、議員仰せのとおり、市来公民館内においております。

この支援センターの場所につきましては、適用指導教室である市教育支援センターの場所といたしましては、管理運営や教育環境の面から市来地域公民館が適していると考えております。

支援センターの2人の常勤の指導員は毎日、学校教育課で打合せや報告等を行っております。また、学校教育課の職員が支援センターを定期的に訪問いたしまして、児童生徒への学習指導や励まし、声かけ、保護者への定期的な教育相談、指導員との情報交換等を行っております。

さらに、それらの情報をスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーにつなぐことで、個々の支援体制を充実させております。

御承知のとおり、不登校児童生徒は常に心に何かしらの不安を抱えている子どもが多いわけでございます。そのため、情緒不安定な状態になりまして、突然、支援センターを飛び出すなど突発的な行動をとる場合もございます。そのような事態に即、対応するためにも支援センターがやっぱり市来庁舎の近くにあることが望ましいと考えているところでございます。

なお、教育委員会から定期的にALTを派遣いたしまして、英語指導を行うなど、市来庁舎が近くにあるメリットを活かした取組を今後もまた、さらに続けていきたいと思っております。

現在13名の中学生、小学生が申請をして登録して通っているところでございます。

○10番（東 育代君） 今までと同じ答弁なんですが、私はそこに当事者が行くことが物理的に不可能という子どもたちもいるわけですので、今朝もちょっとお話を聞いてきたんですが、串木野地域の子どもたちは行きたくても、JRの便数、JRから遠いとか、公共の交通機関は使えないとか、保護者が車がないとか、そういういろいろな行けないという理由もあるわけですね。そこら辺もまた考えていただいて、あそこが一番、教育環境がいいというのも

一つですけれども、やはり利用しやすい当事者目線に立っていただきたいというふうに思います。

今朝、一人の保護者の方にお会いしたんですが、こんな質問をしたんです。現状とそれから、学校への対応、要望、あるいは支援センター、いろいろ質問したんですが、「学校も非常によく対応していただく」と。「支援センターも行けば対応してもらえるんですけど、行くのに物理的に難しい」と。その中で今、グレーゾーンという子どもたちがなかなかそこに足を運べない状況もあるということです。

ちゃんと療育手帳をもらって、それから、発達障害と認められれば、学びのケースがあったり、いろいろするんですが、小さいときに、保育園のとき、幼稚園のとき、低学年のときにまだそこまでいっていないグレーゾーンという子どもたちが不登校傾向というのにつながっているというのは私も感じておりますので、そこら辺の対応もきちっとしていただかないとなかなかゼロにはならない。その子どもたちはなかなか環境的にぱっといろんな人とは会えないわけですので、1回目が難しいとトラウマになるということです。

時間になりましたので、次にまた移りたいと思います。

最後に、教育振興について市長の答弁をお聞きしたかったんですが、終わります。

○議長（下迫田良信君） ここで新型コロナウイルス対策としてしばらく休憩します。再開は午前11時30分といたします。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時31分

○議長（下迫田良信君） それでは、会議を再開いたします。

次に、濱田 尚議員の発言を許します。

[8番濱田 尚君登壇]

○8番（濱田 尚君） 通告に従い、豪雨による災害対策について質問いたします。

令和2年7月豪雨は熊本県を中心に全国に甚大な被害をもたらしました。本市においても大雨により道路や河川、農業施設などに被害が出ております。

近年は毎年のようにゲリラ豪雨や線状降水帯等が頻発し、全国各地で浸水被害や土砂災害が発生いたしております。住民生活や社会経済活動に大きな影響を及ぼしております。

その雨の降り方については極地化、集中化、激甚化する傾向になっており、全国のアメダスより集計した時間雨量50ミリ以上の豪雨の発生回数は昭和50年代は平均174回だったものが、平成20年から平成29年には平均238回となり、約30年前の1.4倍に増加しております。これからも増える傾向にあると言えます。

そこで、本市も今後、大きな災害被害とならないように抜本的な浸水対策を講じて、強靱化する必要があると思います。

本市のここ数年の浸水被害の状況を伺い、壇上からの質問といたします。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） 濱田 尚議員の御質問にお答えいたします。

近年の気候変動の影響等により全国各地で台風や豪雨等による自然災害が激しさを増しております。今、濱田議員がお述べになったとおりであります。本市におきましても例外ではなく、昨年7月及び本年6月から7月にかけての豪雨により市道や河川、農道、農地等で多大な被害を受けたところであります。

ここ数年の浸水被害の状況につきましては、昨年7月豪雨では大里川の堤防決壊等により床上浸水22件、床下浸水89件、本年6月末から7月の豪雨では時間最大雨量100ミリを超える例年にない猛烈な雨により、春日町を中心に床上浸水7件、床下浸水29件が発生いたしました。

今後はこのような災害を教訓に市民の皆様に対して自分の身は自分で守るという意識について、さらに周知徹底するとともに、防災、減災への備えを充実、早期復旧に向けた関係機関との連携を強化し、市民の皆様生命と財産を守るため、災害に強いまちづくりに取り組んでまいります。

○8番（濱田 尚君） 今年の夏も春日町を中心に浸水被害が起こっております。そして、市来インタ

一の下の前橋周辺も浸水のおそれがあるというよう
なことで避難された方もいらっしゃる。この
春日町から塩田川の周辺も、以前、平成16年にも浸
水したというような記録も残っております。

ですから、浸水を想定する区域というのを恐らく
分かかっていらっしゃるかと思えますけれども、しっか
り認識をする必要があると思えます。

今、市長が述べられましたように、自分の身は自
分で守るというようなこともありますけれども、市
としてでき得ることもあると思えますので、そこも
しっかり考えていただきたいと思います。この
浸水した地域というデータをしっかり関係課は取
っていただいて、今後活かしていただきたいと思います。

続きまして、ポンプ場の稼働の状況、河川の水門
としての機能の検証や管理状況についてはどうだっ
たのかお伺いをいたします。

○上下水道課長（福山修司郎君） 塩田雨水ポンプ
場の稼働状況についてであります。

塩田雨水ポンプ場は高潮や台風などの異常潮位の
際に塩田川の水位を下げ、浸水を防止する目的で稼
働しております。ポンプの稼働実績につきましては、
昨年度が5回、今年度は8月末現在で2回稼働して
おります。

浸水被害が発生いたしました7月3日の稼働状況
についてです。

当時は1時間に80ミリを超える豪雨が降っており、
塩田川の水位も急激に上昇している状況でありまし
た。ポンプの能力を超える雨量であったことと満潮
時を過ぎ、五反田川の水位が下がり始めていたこと
から、自然流下で排水を行ったものであります。

また、5日の降雨の際は1時間に約14ミリの雨量
でありましたが、満潮時と重なったため、ポンプを
稼働しております。

○8番（濱田 尚君） 今までも地元の同僚議員も
このポンプの稼働状況につきまして、何回となく質
問をされております。

110ミリ以上ないとポンプが稼働できないですよ
ね。水位の高さとして。やはりその水位までなるの
に時間がたつわけですよ。それで、外からも入っ

てくる。そして、内水から上がってきたので110ミ
リを待ってる。もうそれを待ってる時点でもう上の
ほうでは浸水の可能性が高くなってくると。

平成14年に整備されてから、これはポンプがあっ
て、ものすごく効果があったよねと。やはりこのポ
ンプがあったおかげで助かったというような認識が
ございますか。

○上下水道課長（福山修司郎君） 近年の一番の状
況といたしましては、先日、台風10号が接近してま
いり、高潮、波浪、そういうものが大きいというこ
とで塩田ポンプ場のほうに職員2人が待機いたしま
して、現状を目視いたしまして、ゲートを下げても
り、外からの波浪、そういうものを防止しました。
実際、そういう作業をいたしましたので、そういう
部分につきましては効果があったと再認識している
ところでございます。

○8番（濱田 尚君） そういった効果がありなが
らもやはり春日町のところがなかなか排水がきかな
い。

以前、同僚議員が「バイパスもどうか、貯水池も
どうか」というようなことで質問されておりますけ
れども、塩田川から平江橋のところまで380メー
トルぐらいあるんですけれども、もう相当な雨量にな
れば、そこからバイパスで上がってますけれども、
やはりポンプを持って、一番下流域のところと春日
町から来た水を同時に排水するというようなことも
考えてもいいのかなと思います。

以前の整備された年からすると相当な水が集まる
状況だと思います。それぞれ市はかさ上げで対応し
てますよというようなことでありますけれども、水
の流れは全然変わっていません。それよりも増える
方向だと思いますので、どうかこのポンプの在り方
も検討していただきたいと思います。

例えば、もう早い時点で超低水位から運転ができ
るようなゲートポンプもありますよね、今。早くか
らポンプで出すというようなこともできますし、そ
して、今のポンプ場の外水はいつも入ってきてるわ
けですけども、外水だけを遮断するゲートを閉め
るといふときもあるんですよ。

○上下水道課長（福山修司郎君） 雨が降らない場

合でも満潮位、そういうときの波浪、そういう場合でもゲートは下げるということをいたしておるところでございます。

○8番（濱田 尚君） 相当な能力のポンプでございますので、そのポンプを活かし切る、そして、100%ですね、100%というのは難しいかもしれませんが、できるだけ水位を下げるような操作、そして、大雨の中で職員の方々が行って判断するというのも非常に難しいかと思っておりますので、そこはマニュアルをしっかりと検証をしながら進めていただきたいと思っております。

場合によってはそういうゲリラ豪雨に対しての簡易の排水装置をレンタルでするところもありますので、考えていただきたいと思っております。

それと、湊など市来のほうではフラップゲートがたくさんあるんですけれども、全然、フラップゲートになってないよねというようなところもあります。

例えば、先ほどの同僚議員のまぐろの館の周辺もフラップゲートが鉄鋼場の横にもあるんですけれども、先ほども言われたのはちょうどそのマスの部分を二つに分けて、八房神社のほうに抜けるやつと鉄鋼場のほうに分けるようにはしてあるかと思っておりますけど、そのフラップゲート自体はちゃんと機能してるか認識はどうでしょうか。お伺いいたします。

○土木課長（内田修一君） 八房川のフラップゲートの有効性についてでありますけれども、このゲートもかなりの年数が過ぎております。そういった中で取水性のあるパッキンが劣化しておりました。そういうのを確認して、パッキン等も改修しております。

あと、フラップゲートの先端部にチェーンを付けて、いつでも引き上げるようにして確認ができるようなところで、土木課でそういった対応を行っているところがございます。

○8番（濱田 尚君） 一応、確認はされてるということではありますけれども、やはり設計をして、設置された年代からするとその迫の周辺も南九州自動車道の上のほうから相当な水が流れてきております。そして、八房神社の近くのフラップゲートにしても相当な外水が中に毎日毎日、入ってきている状況で

ありますので、やはりこのフラップゲートというのをもう1回、専門家の皆さんと一緒にどうあるべきかというのを検証していただきたいと思っております。

例えば、今、フラップゲートでも中が中空になって、水圧で浮かび上がってきて、水圧が上がればそのまま閉まる、自動開閉するようなフローティング起伏フラップゲートというようなのもあって、それはもう操作が必要ないんですよ。勝手に水が上がってくれば閉まっていく。水が引けば開いていくというような、そういったのもありますので、検討していただきたいと思っております。

例えば、中学校の周辺にしても平佐原が浸水しました。やっぱり水門の在り方はどうなのか。中学校の水門にしても、もうさびてぼろぼろだよなというようなところもありましたけれども、今度、川南の排水機場の水門の工事に入るというようなことですが、そこについてお伺いしたいと思っております。

○農政課長（富永孝志君） ただいま御指摘がありました市来中学校裏の水門のところでございます。

この水門につきましては、川南排水機場の第2水門となっておりますので、現在、実施しております川南排水機場の更新に合わせまして、県営事業により更新する計画となっております。

○8番（濱田 尚君） 県営の事業ということで整備されますけれども、要はその後の管理と操作がやっぱり市のほうに任せられるかと思っておりますけれども、そこはしっかりとさせていただきたいと思っております。

フラップゲート、水が外から入らないようにするようなことを専門家の皆さんと一緒に、浸水対策を講じるべきだと思います。

次に、移ります。

神村学園でも浸水被害がありました。学園の調査によりますと、今年の7月の大雨による被害として学園内の約50棟の建物のうち18棟が浸水被害を受けたようであります。被害額については、建物、構造物、備品合わせて約6,000万円ほどを見込んでいるというような被害の状況でございます。

このようなことを考えますと、海岸に1メートルぐらいの3本のパイプが外に出てますけれども、やはりこういうのをフラップと一緒にしたゲートポ

ンプの設置とか、強制的に排水するようなことをしないと、2年続けて浸水したそうであります。国道3号も冠水しております。

ここに関してはどのような考えをお持ちでしょうか。

○農政課長（富永孝志君） 尻塞川の排水の改善についてであります。

尻塞川は硯川と海岸付近で合流しまして、海へ流れる普通河川であります。河口部が海岸線の地形により砂が堆積し、閉塞しやすい状況にあることから、昭和45年に背後地の農地を保全として、県が樋門を整備し、昭和54年に現在の施設に改修をされております。

もともとこの一帯は標高が低く、河川への海水流入を防ぐため、満潮時にはフラップゲートが閉まり、干潮になるとゲートが開き、堆積している砂の下を暗渠により海へ排出する仕組みとなっております。整備当時と比べ、背後の保全対象の農地が埋立てられ、近年の短時間に集中的に降る大雨の際、標高の低い場所が浸水する状況が発生しております。

市といたしましても、近年の神村学園周辺の浸水につきましては十分認識しております。今後、排水対策について研究をしてみたいと考えております。

○8番（濱田 尚君） 研究よりももうこれは急いでしなければならないと思います。あそこの学園内の寮にも500名ほどの人がいらっしゃいます。

やっぱりそういう職員、学生の皆さんのことを考えれば、早急に対処すべきだと思いますが、市長、どのようにお考えでしょうか。

○市長（田畑誠一君） 神村学園一帯、つまり尻塞川の排水ですね。濱田議員がお述べになっておりますように非常に低地帯なんですよね。ですから、低地帯であって、今から40年ぐらい前になりますけど、もともとは農地の保全として、県が樋門を整備したと。そして、昭和54年に現在の施設に改修されておるわけですが、先ほどお述べになったとおり、河川への海水流入を防ぐために満潮時にはフラップゲートが閉まって、干潮になったらゲートが開き、堆積している砂の下を暗渠による海へ排水する仕組

みになっているわけですね。今から40年ぐらい前と比較をしますと、ある意味で雨水を貯留と言いますかね、保水能力と言えはいいでしょうか、そういった意味のやっぱり田んぼというのは役割も果たしていたと思うんですよね。一時的に緩やかにするという。

しかし、それが現在のところ、農地がもう全部、埋立てられて住宅地になってるという状況なんですね。そういった面もありまして、非常に状況が変わっておるんですが、120センチ角の暗渠を3本用意してるんですけど、それもなかなか賄い切れないう。なかなか機能していない状況にあります。

ただ低地帯なもんですから、とにかく難しい面もあるんですけども、何とか方法はないものか、さらに、またいろんな検討・協議をしていきたいと思っております。

これもそういったことで、これまでのいろんな経験を踏まえながら検討してまいりたい。上のほうで分水はできないとか、いろいろこれまでやってきたつもりなんですけど、なかなか解決しない状況です。何とかまた協議をしてみたいと思っております。

○8番（濱田 尚君） 先日、私は谷山地区の低地、低いところの情報高校の近くであったり、支所のちょっと南東部、和田川と永田川の間のところ、相当、低いんですけれども、そこを見に行きました。

あの中に雨水ポンプ場が11基あります。情報高校の中にもポンプ場を造りました。近所の人に「大雨のときはどうですか」と聞いたら、「ポンプ場ができて、もう安心して暮らせる」というようなことでした。

ですから、あんな狭いところでも低ければ、やっぱりポンプしかないんですよね。ですから、強制的にもう出してあげる。やっぱりそういうところを見れば、あそこは大きいポンプ場もあります。排水機場もあります。でも、小っちゃいポンプ場もたくさんあるんですよね。参考になると思いますので、ぜひとも担当課の人、こういうのはやっぱり技術の伝承だと思いますので、しっかり見ていただきたいと思っております。

次に、移りたいと思っております。

河川の寄州の状況であります。

大里川の門前橋の周辺。本当に周りの人たちが「あんだけ寄州が溜まって、心配だけど、全然、工事はされていない」というような話を聞きましたけれども、先週から工事が入っております。

それで、下井手橋の国道の下のところもしっかり流量を確保するために、寄州をまた毎年でも取っていただきたい。あそこの市来インターの周辺はどうしても水が集まりやすい状況にありますので、課長は県とはその辺の状況について、どのようなやり取りをされているのでしょうか。お伺いいたします。

○土木課長（内田修一君） 二級河川の寄州除去や河口付近の浚渫につきましては、これまで鹿児島地域行政懇話会や県単河川等防災事業で県に数回、要望を行っております。

現在、県では大里川の宇都井堰下流側の寄州除去工事を約300メートルの計画で実施するとのこと。県では寄州や河口付近の堆積状況を確認し、今後も緊急性の高い箇所から寄州除去などを実施してまいるとのことでございます。

本市としても河川の状況を注視し、流れを阻害している寄州の除去や草木の伐採について、県に強く要望してまいります。

○8番（濱田 尚君） 強く要望していただきたいと思っております。

それに加えて、その除去の量は2,500とか2,400というようなことも聞いておりますけれども、治水の原則というのはやっぱり別のところへ流す、溜める、広げる、あと、掘るんですよ。掘るしかないんですよ。ですから、実際、災害が起きたら、もうどうにもいきませんので、とにかく掘って、流下能力を上げていく。河口付近にしてももう大分溜まってます。八房川にしても五反田川にしても。この状態ではすぐ水は上がってきますので、県に強く要望していただきたいと思っております。

次に、移ります。

排水ポンプ車の導入ですけれども、排水ポンプ車、近年、自治体の整備が急速に進んでおります。一般的な仕様で排水能力が1分当たり30立米、ポンプ台数が五、六台乗っておりますけれども、費用として

4,000万円から5,000万円。一般的な消防ポンプ車が毎分2,000リッター、2立米ですので約15倍です。

そのようなことを考えれば、導入や運用について検討すべきだと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○土木課長（内田修一君） 排水ポンプ車の導入の検討につきましては、排水ポンプ車の主な用途が河川の氾濫等による浸水被害が発生した地域の内水排除が主な作業となることや排水ポンプ車が特殊車両であり、多額の費用と6名ほどの人員確保が必要となることから、排水ポンプ車の導入につきましては検討しておりませんが、今後も浸水被害を軽減するため、安心安全なまちづくりのため、排水対策について研究してまいります。

○8番（濱田 尚君） 6名ほどということ、ある市では救援機動隊というのを組織してやっているところもございます。機動性がある、すぐにでも排水ができるというような車両でございます。命を守るのに4,000万円。これはしょっちゅう出ると思っています。こう言っただけではあれもしれませんけれども、はしご車で3億円を使うよりはこういったのを整備する価値があると思っております。

しっかりこれは消防も一緒になって検討するべきに値すると思っておりますので、お願いを申し述べておきます。

○議長（下迫田良信君） 濱田 尚議員。質問の途中ですが、ここで昼食のため、休憩いたします。再開は午後1時15分といたします。

休憩 午後0時02分

再開 午後1時15分

○議長（下迫田良信君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、濱田 尚議員、質問を行ってください。

○8番（濱田 尚君） 熱中症対策についてであります。

年々厳しさが増す夏の暑さ。猛烈な暑さが市民の健康を脅かす事態にあります。そんな中での新型コロナウイルス感染症の蔓延、そして、予防対策としての外出自粛で家にいながら熱中症にかかるという

た事例もございます。

今年の夏、救急搬送をされてお亡くなりになっている方もいらっしゃいます。ここ数年の熱中症の救急搬送の状況をお伺いいたします。

○消防長（若松勝司君） 熱中症による救急搬送の現状についてであります。

過去3年間の救急搬送人員は平成29年が21人、平成30年が25人、令和元年が28人で65歳以上の割合は約60%となっております。

今年は8月末現在で25人搬送しており、昨年と同時期と比較しますと昨年は16人で9人増えております。

○8番（濱田 尚君） 今、述べられましたように、年々、熱中症に罹患する現状がございます。これをどうにかして対策を打たないといけないわけでありませけれども、危険度の高い高齢の単身世帯、65歳以上の方も60%と言われておりますけれども、その高齢者世帯の現状をどのように把握されているかお伺いをいたします。

○福祉課長（立野美恵子君） 高齢単身世帯の把握については、毎年、民生委員による高齢者状況調査を実施しております。その情報を基に高齢者実態把握調査員が定期的に訪問するとともに、民生委員、在宅福祉アドバイザーが地域での見守り活動を行っております。

また、要介護認定を受けている場合、介護支援専門員が定期的に自宅を訪問し、心身の状況や生活状況などを把握しております。訪問の際に適切な温度管理や水分補給で熱中症予防に対する助言を行っておりますが、全ての高齢者世帯へのエアコンの設置等の把握は行っていないところであります。

○8番（濱田 尚君） 直近の内閣府の消費動向調査ではエアコンの普及率は単身世帯で83.8%、2人以上の世帯で91%。中でも男性高齢世帯では80.1%、2割近くがエアコンなしといった回答があったそうです。

この高齢者実態把握事業の中でやはりエアコンの設置という調査も今後、必要ではないかなと思っておりますが、どのようにお考えでしょうか。

○福祉課長（立野美恵子君） エアコンの設置につ

いての把握については、今後、検討してまいりたいと思っております。

○8番（濱田 尚君） ぜひ、今後、暑くなるのはもう確かでございますので。

そして、狛江市ではいち早くエアコン設置の助成をいたしております。新型コロナウイルス感染症の対策が続く中で熱中症の危険性が高まるといったことで補助をいたしております。

これから寒い時期にはインフルエンザ対策も同時に進めなければなりません。こういったことを考慮しますと高齢者世帯、そして、生活困窮者にエアコンの設置の補助・助成ができないものかお伺いをいたします。

○福祉課長（立野美恵子君） 本市においては、生活困窮世帯のエアコン設置補助は行っておりませんが、いちき串木野電力に高齢者世帯向けに電気料金を割引くなどのサービスがあるいきいき応援プランがあり、そちらへの加入を推進しております。

熱中症になった高齢者の中にはエアコンは設置しているけれども、電気料金を節約したい、冷たい風が体に悪く感じる、加齢により暑さを感じにくくなっているなどの理由でエアコンを使用していない例も多くあるようです。

今後も介護支援専門員や民生委員などの見守り活動の中で適切な水分補給や室温管理などの熱中症対策に対する理解について注意喚起しながら、熱中症予防に努めてまいりたいと考えており、現時点ではエアコン設置に対する補助は考えていないところであります。

○8番（濱田 尚君） 連日の猛暑から身を守るためにも、今後、考えていただきたいと思えます。

市民の皆さんが安心して生活できることを願い、質問の全てを終わります。

○議長（下迫田良信君） 次に、中村敏彦議員の発言を許します。

[6番中村敏彦君登壇]

○6番（中村敏彦君） 市内での新型コロナウイルス感染により多忙な行政当局の状況や、個人的な事情により、議会運営に少なからず迷惑をかけた立場から一般質問の自粛も考えましたが、コロナ禍の今

だからこそ、市民の思いを伝えて、今後の政策に活かしていただきたいとの思いで2件について、一般質問を行うこととしました。

まず、保育事業について伺います。

先に公表された建物系個別施設計画において、生福保育所の民間移管の日程が明らかにされたことから、目標年度の令和7年度を意識した質問を検討していたところ、開会日に令和4年4月に民間移管との説明があり、正直なところ驚いております。

平成18年11月策定の公の施設の管理方針に基づくこととは言え、そんなに急がなければならないことなのか。極めて疑問があります。

改めて民間移管の理由及び令和4年とした理由を伺い、壇上からの質問といたします。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） 中村敏彦議員の御質問にお答えいたします。保育事業についてであります。

公立保育所の民間移管については、いちき串木野市行政改革大綱に基づき、民間にできるものは民間で行うことで行政の効率化を進めるため、平成18年に策定したいちき串木野市公の施設に関する管理方針において、順次、民間委託を検討する施設として、照島保育所、市来保育所を民間に移管してまいりました。

理由としましては、国の基準により公立、私立を問わず保育水準が保たれていること、公立保育所の運営費が私立保育園の保育費運営基準額に比べて超過負担となっていること、私立保育園のほうが多様化する保育ニーズに柔軟に対応できることなどあります。

生福保育所につきましては、当時、療育園が併設されていたことから民間移管を保留しておりましたが、その後、療育園が移転したことや認定こども園が開設したこと、また、少子化による児童数の減少が見込まれ、今後も入所に余裕がある状況が続くと考えられることなどから、保護者への周知期間等を考慮し、令和4年に民間移管を行うことで作業を進めるとしたところあります。

○6番（中村敏彦君） 市長答弁、ある意味、分からないでもない部分はありますが、その辺について

は今後、続けてまいりたいと思います。

まず、この保育事業の歴史は戦後の児童福祉法の制定によりまして、まずは人口の多いところ、ここで言いますと願船寺とか串木野保育園とかですね。民間が先行して設立されて、少ない地域からの要望等で市来や生福、照島に公立保育園が整備されてきた経過があります。

配付された資料で確かに就学前児童数の減少や定員割れしていることも認められます。しかし、一方で未就学児童が定員の1.7倍、1,049人が実在している現状を考えて、平成27年度に待機児童解消のために定員を増やしたように、現段階では逆に生福保育所の定員を90人から元の60人に戻して、変化に対応できる体制を維持すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○福祉課長（立野美恵子君） 保育園の定数については、生福保育所に限らず、入所者の状況に応じて市全体の保育児童数を見込んで、市子ども・子育て会議で変更してきたところあります。

生福保育所の定数を60人に戻しましても、今後、少子化にある就学前児童数の減少が見込まれることから、公立保育所のみならず、私立保育園につきましても定数の調整をお願いし、変化に対応していく必要があると考えております。

○6番（中村敏彦君） 児童数の減少については、今後、また、後もって質問します。

平成22年、ちょうど10年前ですが、6月議会について言及がありませんでしたが、市長から「公立には公立の良さ、私立には私立の良さがある」と答弁がありました。

そのときに内容について言及がありませんでしたので、改めて市長が認識されている公立の良さとはどのようなことかを伺います。

○市長（田畑誠一君） 公立の良さについてであります。

一般的に、公立保育所については、急な入所や虐待があった家庭など私立保育園では受入れが難しい場合の受皿としての役割や障がい児など支援を要する児童や世帯に福祉と連携して取り組みやすいと言われております。

本市においては、虐待など支援を要する児童や世帯には市の相談員などが保育園等を訪問し、支援を行っており、公立、私立を問わず、連携して取り組んでいるところであります。

また、急な入所については、最近におきましては市内各保育園でも受入れており、公立、私立に変わりなく対応できる体制ができていく状況にあるのではなかろうかと考えております。

今後とも市保育連絡協議会と協議をし、連携体制を強化してまいります。

○6番（中村敏彦君） 市長答弁にありましたように、私もそれぞれ民間移管を進めたり、議論される自治体の調査をいたしました。

市長が言われたように、公立の良さは一般的には貧困や虐待、発達の遅れなどいろいろな事情を抱えた子どもたちの保育に優れた良さがあるということが一般的に言われてます。

特に本市の場合は福祉課との連携、連絡、相談が密にできること、どちらかと言えば、ベテラン保育士さんがいることなどで、そういうことがほかの行政でも挙げられているところであります。

先ほど市長が言われましたが、そういう子どもたちの受入れについて、聞くところによると生福保育所、年間、多いときで25人ぐらいかな、4月の年度が始まって以降、入園されてきた子どもたちがいると聞きましたが、この10年間の、できれば四半期に分けて、途中入園された子どもたちの数、さらにはその理由について伺います。

○福祉課長（立野美恵子君） 年度途中の入所児についてであります。

途中入所者の児童数は10年間の実績を、四半期ごとは5年間の実績でお答えします。

途中入所者は年によってばらつきがありますが、毎年150名程度あり、うち生福保育所については、平成22年度は21名、平成23年度は30名、平成24年度は33名、平成25年度は33名、平成26年度は23名。平成27年度は28名で、第1四半期が8名、第2四半期が12名、第3四半期が5名、第4四半期が3名。平成28年度は29名で、第1四半期は0名、第2四半期が9名、第3四半期が11名、第4四半期が9名。平

成29年度は29名で、第1四半期が1名、第2四半期が9名、第3四半期が13名、第4四半期が6名。平成30年度は20名で、第1四半期が4名、第2四半期が5名、第3四半期が4名、第4四半期が7名。令和元年度は31名で、第1四半期が3名、第2四半期が7名、第3四半期が10名、第4四半期が11名であります。

理由につきましては、平成27年度から令和元年度で見ますと、転園が3件で、あとは親の就労によるもの、市外からの転入によるものであります。

○6番（中村敏彦君） 福祉課長から答弁がありました。2割から3割ぐらいが生福保育所に途中入園されているようでございます。

特に、今、答弁がありました市外からの入園は聞くところによりますと日置市とか薩摩川内市とか、公立保育園のないところからあるみたいですけど、そこら辺の内訳はわかりますか。

○福祉課長（立野美恵子君） 市外からの転入の薩摩川内市、日置市の内訳は、今、手持ちにないところでありすけれども、理由としましては、日置市、薩摩川内市も定員を超えてきているところがあり、市内の私立幼稚園の定員を超えて120%になって入園できなかった児童を生福保育所で受けている状況があります。

○6番（中村敏彦君） 次に進みます。

民間移管をずっと市長も言われてますが、国としての課題である民間保育園の現状ですね。保育士の確保、給与などの処遇改善、スキルアップ機会の確保、保育施設の安全確保など、国としても大きな課題とされておりますが、本市の現状について、今、申し上げたようなことが担保されるか。それについての御認識を伺います。

○福祉課長（立野美恵子君） 民間保育園の体制についてであります。

保育士の確保については、県全体で確保に苦慮している状況にあることから、県内に保育所等への就労を希望する方と求人を行う保育所等をつなぐ鹿児島県保育士人材バンク事業が開始され、本市も令和2年9月より職業紹介事業に係る業務を県と提携しております。

また、本市においても広報紙で市内各園の紹介とともに保育士の募集を行っているところであります。

経験年数の上昇に応じた昇給や保育士の技能や経験の向上に応じた賃金改善などの処遇改善やスキルアップ機会の確保のためのキャリアアップ研修を受講するなど、どの保育園においても長く働くことができる職場環境の確保に努めていると認識しております。

○6番（中村敏彦君） いろいろ問題もあるようですが、そういう認識ですので、もうやめたいと思います。次に進みます。

コロナ禍の中で一昨年、厚労省から出された公立病院の統廃合。この見直しや縮小されてきた保健所の体制強化のほか、先ほどずっと教育問題も議論されてきましたが、教育環境から避難所運営など幅広い分野で行政としての役割や責任が大きくなってきております。

開会日に一緒にいただきました旭幼稚園の廃園の理由として、働く女性の増加による保育ニーズの高まりに加え、と説明されておりました。

保育事業についてもこのような保育環境など幅広い角度から議論されたのか。保育園、幼稚園に関する当局説明でも矛盾があります。そういう意味では単に平成18年に決まったことだから進められているような気がしてなりません。

先ほど就学前児童が減っていくということで、さらに定員を減らさざるを得ないというようなことでありましたが、このコロナ流行による貧困化や虐待の増加が顕在化していることがもう既に問題となっております。働かざるを得ない女性がますます増える可能性が大きくなっていると言えます。

そういう意味で市長にお伺いしますが、生福保育所の民間移管はアフターコロナの状況を見極めるまで移管の検討そのものを保留すべきと考えますが、市長の見解を伺います。

○市長（田畑誠一君） 民間移管の検討の保留についてであります。

先ほど述べましたように生福保育所の民間移管につきましては、照島保育園と市来保育園を民間移管した当時は療育園が併設されていたことから民間移

管を保留してまいりました。その後、療育園が移転したことや認定こども園が開設したこと、また、少子化による就学前児童数の減少が見込まれ、今後も入所に余裕がある状況が続くと考えられることから、民間移管に向けた作業を進めることといたしました。

働く女性が増えることによる保育の利用につきましては、公立、私立を問わず対応すべきものと考えております。

○6番（中村敏彦君） 移管に伴う諸費用、あるいは保母さんの行政職への配置替え等のリスクも大きいと思われます。また、定年を迎えられる方の再任用の道も閉ざすことにならないか危惧をするところです。

そういう意味では先ほどから言っているように、あらゆることを想定した検討が必要と考えますが、そのような検討、議論はされたのか伺います。

○福祉課長（立野美恵子君） 民間移管に係る検討、議論についてであります。

今回、生福保育所の民間移管を進めるに当たり、庁内の検討委員会に各部会を設けて、財産に関することをはじめ、職員の処遇に関すること、保護者及び地域への説明に関することなどを部会を中心に課題を整理し、総合的に検討をしているところであります。

○6番（中村敏彦君） 民間保育園の保育方針や優秀な保母さんたちがおられることももちろん承知しております。ただ、平成22年の議会で紹介しました緊急避難的な受皿となっている公立保育所の良さを活かすために、そのとき紹介しました福岡県粕屋町を含む7市区町の追跡調査をいたしました。現段階でも全体の7割ほどが公立で運営されております。

このようなことも踏まえて、私自身は現段階で民間移管に賛成できませんが、これまでも行政職に異動した後に退職された職員もおられるようであります。そのようなことがないためにも生育保育所の民間移管やあるいは旭幼稚園の閉園と職員組合との協議、もとより保母さんや保護者、生福、旭地区の皆さんの意見を十分聞いた上で対処されることを求めますが、市長の見解を伺います。

○市長（田畑誠一君） 民間移管への協議について

であります。今、中村議員がおっしゃるとおり、とても大事なことだと思います。そして、それは非常に多くの方々に多岐にわたられると思っております。

したがって、作業を進めるに当たりましては、現場の声のみならず、保護者や地域住民に丁寧に説明を行い、御理解をいただくとともに、園児に配慮した引継ぎ保育を行うなど、保護者と園児が新しい園に早くなじめるように取り組んでまいりたいと考えております。

働く女性の増加や少子化の進展など、子どもを取り巻く環境が大きく変化する中、子どもを安心して生み育てる環境づくりや子育て支援策の充実は重要かつ喫緊の課題であると考えております。

保育行政については、市の果たすべき役割として、公立、私立を問わず、一人ひとりの子どもが健やかに成長し、子育て世代の皆さんに子育てしやすいまちであると思われるように取り組んでまいりたいと考えております。

また一方で、市民の皆様方に対し、市の健全な財政運営を推進していくために、限られた人的財政的資源の中で市民サービスの維持と運営経費の最小化、効率化を図っていく必要があることも御理解をいただきたいと思っております。

○6番（中村敏彦君） 持ち時間がかなり迫ってきました。今回は基本的なことのみ触れさせていただきましたが、改めて質問機会を設けたいと思っております。次に進みます。

次に、通告の2番目です。関係人口増及び移住定住政策について伺います。

8月16日の南日本新聞。もう御存じだと思います。議員の皆さんも御存じだと思いますが、南日本新聞の社説、地方創生方針で新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえて、政府は2020年まち・ひと・しごと創生基本方針を東京一極集中の是正、分散型社会を目指していると報道しました。

そういう中で本市の人口減少率は年を追うごとに大きくなり、直近の数值は、直近と言うか、この通告した8月26日時点で2万7,420人、直近の数值は社人研予測はもとより人口ビジョンも下回っております。

このことについての御認識を伺います。

○市長（田畑誠一君） 大変、深刻な問題であります。人口の現状認識についてであります。

平成31年3月に国立社会保障・人口問題研究所が発表した将来推計人口によりますと、令和2年の本市人口は2万7,305人でした。これは平成27年に策定した本市人口ビジョンをお示ししてある令和2年度の推計人口2万8,279人を974人下回っております。

大変遺憾に思いますし、努力不足を痛感しているところであります。

主な要因を申し上げますと、出生数の減少が続いていることですね。一つのこれは要因だと思います。

ちなみに申し上げますと、自然動態で大体、毎年250名。それから、いわゆる社会動態で130名余り、毎年400名ぐらい減少という形が出ております。これは実態であります。

さっき数値でお示しをいたしました、そのように出生数の減少が続いていることが主な原因ですが、もう一つは社会的動態、進学や就職時に若者が市外に流出するという構造的な課題も抱えております。

そのため、子育て世代包括支援センター「あいびれっじ」や2か所目となる子育て支援センター「きらきら」を今年7月に開所し、安心して、出産、育児ができるよう環境整備を図ったほか、若者の地方への関心の高まりを受け、UIターンが促進される施策の展開を図っていくなど、人口減少の軽減を図ってまいりたいと考えております。

○6番（中村敏彦君） 昨年3月に平成29年から平成33年までの連携中枢都市圏ビジョン5か年計画の中間総括について質問をいたしました、連携4市の中で人口減少率が最も大きいことを指摘しました。

いよいよ次年度、来年、令和3年度で現在の都市圏ビジョンは計画終了となりますが、この連携中枢都市圏の今後の動向と最終年度に向けて本市の施策はいかがでしょうか。

○政策課長（北山 修君） かごしま連携中枢都市圏ビジョンにおけます今後の取組についてでございます。

圏域の経済成長、都市機能の集積強化、それと生活関連機能サービスの向上に向けた取組としまして、

鹿児島市、始良市、日置市、そして、いちき串木野市のこの4市が連携いたしまして、現在27の事業を実施しているところでございます。これまでこの27事業につきましては、進捗率としましておおむね達成していると評価されているところでございます。

事業の推進に当たりましては4市で協議し、必要な施策につきまして新規の事業化をするなど、毎年度、取組のてこ入れを図ってきておりまして、令和元年度にはスポーツツーリズムの推進事業、これが追加され、また、令和2年度におきましては、ベンチャー型の事業承継推進事業や趣味で出会えるイベント開催事業など3事業が追加される予定となっております。

本市につきましては、こうした連携事業を活用しつつ、人口の減少の軽減に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○6番（中村敏彦君） 続けます。

移住定住に関係がありますので、空き家バンクについて。

2018年の県全体の空き家バンク活用状況について新聞報道がありまして、成約が約310件で、前年度比85件増えたと報告されておりました。

昨年9月議会において、空き家バンク制度を導入した平成29年度実績が登録45件、成約18件との答弁がありましたが、それ以降の空き家バンクの活用状況はいかがでしょうか。

また、本市の転入実績は①転入者住宅建設等補助、②定住促進補助、③子育て団地などの施策で、年度に少しづれはありますけど、平成15年から27年の12年間で、これは甲府市議の視察に答弁されたのがホームページに載ってましたので、12年間で合計90世帯280人となっております。

その後の転入状況はいかがでしょうか。

○政策課長（北山 修君） 本市におけます空き家バンク制度の実績についてでございます。

今年度8月末時点の累計登録件数は、昨年度、同時点から7件増の52件でございます。また、成約件数につきましては4件増の22件となっているところでございます。

また、平成28年度から令和元年度までの4年間に

おけます転入時の制度利用者、これにつきましては、転入者住宅建設等補助が98世帯286人。定住促進補助が1世帯3人となっております。

また、合わせて、定住促進子育て支援住宅には9世帯22人が転入しておりますので、これらを合計いたしますと、108世帯311人ということになります。

○6番（中村敏彦君） 答弁いただきました。

平成27年まではさっき言いましたね。90世帯208人。その後が108世帯の311人ということですね。

それに合わせて、直近5年間の移住希望者の問合せ件数等はあるのでしょうか。

○政策課長（北山 修君） 直近5年間の移住希望者の問合せ件数についてでございます。

政策課のほうでそういった問合せを受けているんですが、電話によります相談、これとその他かごしま連携中枢都市圏でやっていますふるさと回帰フェア、これらのイベントによるものなどを含めまして、5年間で329件の相談を受けているところでございます。

○6番（中村敏彦君） なぜ聞いたかと言いますと、以前も取り上げました。かなり定住移住を紹介するいろんな雑誌で本市が高い評価を受けてて、それを活かすべきだとずっと言ってきた手前、ホームページにアップされてますので、問合せが増えて当たり前と思っていたので、それほど多いのか、少ないのか、ちょっと分かりませんが、次に進みます。

本市にはほかに負けない、今、さっき紹介しました移住定住のメニューがそろっております。また、ふるさと納税についても、先ほど報告がありましたように、2019年度寄附額で県内上位10市町村に入っておりますし、寄附件数6位、金額で8位、今年度はさらに昨年比2.4倍の勢いで進んでいるところでございます。

それだけ本市を応援したいという方がおられるということを私は理解しておるんですが、納税者に対する市長礼状を当然、返しますけど、その中にPRパンフ等も同封されているようにも思います。

なのに、移住定住の具体的な成果が見えないというか、市民の方々からも「多くの事業があるけれども、まちの賑わいに実感が湧かない」とよく言われ

ます。

現状についての移住定住政策の評価はどのような
伺います。

○政策課長（北山 修君） 移住定住施策に係る評
価についてでございます。

これまで本市の移住定住施策につきましては、移
住者への経済的支援によりまして本市を選んでもら
う施策というのが中心的なものでございました。

例えば、本市に移住し、家を建てた方には補助金
を給付する転入者住宅建設等補助金制度。これは平
成26年度から令和元年度までの6年間ということに
はなりますが、123世帯366人の移住実績があったこ
とから経済的支援による移住定住促進対策としては
一定の効果があったのではないかと考えております。
しかしながら、補助支給者へのアンケート調査によ
りますと、54.8%が補助制度は移住のきっかけにな
らなかったと回答されております。

また、補助金の支給額は6年間で5,900万円とい
うことになっております。こうした経済的支援が必
ずしも効果的に移住定住に結びついてこなかったと
いう形で評価しております。

そのため、今後はこうした言わば量的な支援、こ
れを見直しまして、本市の内発的な魅力と申します
か、そういった魅力と価値を高めることで移住希望
者や移住者が心の豊かさや、それから、安心感、こ
ういったものを得たりして、本市に住む誇りや愛着、
こういったものを感じられるような質的な満足度を
高める施策を実施していく必要があるんでないかと
考えているところでございます。

○6番（中村敏彦君） 出身の天草市が結構いろ
いろ移住定住の取組をして、関心がありましたので、
お盆の帰省を通じて調査に行くつもりで役場にも問
い合わせたりしてたんですが、第2波のコロナで帰
れなくなって、実は郵便による文書調査をお願いし
たところ、早速返ってきました。

ちょっと紹介しますと、移住定住が平成20年から
令和元年、コロナ前まで10年間で、先ほど紹介した
本市の12年間の約4倍、340世帯665人が転入されて
いますし、何よりも先ほど本市の問合せが329件と
言いましたが、天草市の5年間の問合せが1,393件

とかなり多いんですよ。

だから、熊本市から車で2時間前後かかる離島の
ハンデがありながら、移住実績もそういう問合せも
多いということで、実は昨年でしたと思いますけど、
同僚議員が起業創業・中小企業支援センター「アマ
ビズ」を取り上げました。そのときに費用の問題で
導入できないと答弁がありましたが、改めて移住定
住対策として検討できないか伺います。

○政策課長（北山 修君） 移住定住対策といたし
まして御紹介ありましたアマビズ、起業創業・中小
企業総合支援センター。これの設置についてござ
います。

移住となりますとやはり仕事と住居。これが必要
となるということは分かりますが、そのため、就業
情報や起業創業サポートと併せて低廉で良質な住宅
情報、これが同時にあれば、それだけ移住希望者へ
のアピールは強くなるということになります。

本市では今年4月に市立のハローワークを設置し
て、雇用マッチングに努めているところであります。

また、移住につきましては、政策課のほうで対応
しているところでありますが、就業や創業相談と同
時に住居の相談がワンストップでできる。市立のハ
ローワークにそうした機能を持たせられたらという
ことで、移住定住の促進が図れないかと考えている
ところでございます。

また、いちき串木野商工会議所や市来商工会では
創業・継業支援を実施しております。さらに、かご
しま連携中枢都市圏の創業支援事業も活用可能にな
ります。鹿児島市のソーホーかごしまやよろず支援
拠点、こういったところでは経営相談とか売上拡大
などの相談も応じていただけますので、こうした支
援事業を活用してまいりたいと考えているところで
ございます。

なお、御提言の支援センターの運営につきましては、
前にも申し上げたところですが、年間5,000万
円を超える費用がかかるということも伺っておりま
すので、現時点におきましては、先の関係機関と連
携しながら移住定住策に活用してまいりたいと考
えているところでございます。

○6番（中村敏彦君） アマビズについては費用も

ありますので、そうかなと思いながら質問したところでした。

そのほかに取り組んでるところで言えば、ふるさと住民制度。これがかなりいいんじゃないかなと思って調べてみました。ふるさと納税をされた人、あるいはここで言いますならば、関東串木野市民会とか関西いちき会とかの会員の皆さんに呼びかけて、もちろん納税義務もないし、費用負担もない。市から、郷土からいろんなそういう情報が送ってくると。それを見て、それに手伝えるところがあれば手伝うという内容なんですけど、調査した資料は担当課にも渡してありますので、それを参考にさせていただきたい。あるいはその集大成として、天草市、あるいは茨城県行方市とか兵庫県丹波市が取り組んでる移住定住促進計画。これは総合戦略、あるいは人口ビジョンを補完する形で去年、策定されているようです。いろんなところで。こういうのを取り組んで、いかに関係人口を増やして、興味を持っていただくか。できたら移住していただくか。そういう施策をぜひ取り組んでいただきたい。

アマビズはお金がかかりますが、このことはあんまりお金がかからないような気がするので、特に南日本新聞の最後のほうに書いてありますように、分散型社会を目指す以上、地方側も特性を活かして、工夫が試されるという結語になってますので、そういうことで取り組んでいただきたいんですが、答弁をお願いします。

○政策課長（北山 修君） まず、ふるさと住民制度の導入についてでございます。

人口減少や少子高齢化が進む地方におきまして、若者が活躍の場を地方に求めたり、あるいは気に入った地域に行き来するなど、関係人口の創出は地域活性化という意味で重要な施策であります。

また、関係人口と地域の関わりは一樣ではございませんで、皆が移住を考えているわけではないということもあります。

一般的に関係人口が移住に至るには地域への興味、あるいは愛着、訪問、地域住民との交流、それから、移住というステップを踏んでいくこととなります。そのため、関係人口が地域を知る接点づくり。それ

から、継続的に地域に関わるための地域における体制づくり。これが一体的になされる必要があるということになります。

先ほど申されましたふるさと住民制度。これは地域への関心、地域への興味を喚起する接点づくりという点では有効ということが考えられます。関係人口の受皿となります地域での体制づくりも必要になるという点も踏まえまして、事業効果や課題等を研究してまいりたいと考えているところでございます。

それからもう一つ、移住定住促進計画についてでございます。

移住定住施策は幅が広く、住居とか就業、地域の受入れ体制、それから、子育て支援、教育、住環境、情報発信など、その施策により関係する部署が多岐にわたるところでございます。そのため、促進計画は関係部署それぞれが役割を認識し、一体となって移住定住施策に取り組むことを目的に策定することが想定されるところでございます。

一方、総合計画や総合戦略におきましても、この選ばれるまちを目標に移住定住政策を含む各種施策に取り組んでいるところでございます。

そのようなことから総合計画は実質的に移住定住促進計画を内包しているということで考えられますので、計画が有効に機能するよう部署間の連携を密に取りながら、移住定住施策に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○6番（中村敏彦君） 今年に入ってから、この前、委員会でも言いましたけど、ふるさと住民を対象にしたと思われるプレミアム商品券の紹介やら、天草が舞台の映画の紹介、販売券の紹介が来ました。矢継ぎ早に情報が来るとやっぱり煩惱が出ます、人間というのは。三度に1回、五度に1回は行ってみようかねという気になります。そういう意味でぜひよろしくをお願いします。

それから、ふるさと納税の納税された人を活かすためには、やっぱり食のまち推進課の職員の補充が大事だと思います。

市長の答弁をお願いします。

○市長（田畑誠一君） 食のまち推進課の体制の充実についてであります。

今後、急速に進む人口減少社会と厳しい財政状況に対応するため、人口規模に見合った職員数の適正な管理を行うこととしております。このような中であっても、人口減少と少子高齢化など喫緊の課題に的確に対応しながら、本市の魅力や特徴を活かし、重点的に施策を進めていくことはとても重要であると、中村議員仰せのとおりであります。

したがいまして、現在、来年4月に向けて行っている組織機構の見直しの中では本市のPRや売り込みを総括的に行う担当課やふるさと納税に特化した係を設置したいと考えております。これも先ほどからいただいております中村議員の御提言のとおりであります。今後、ふるさと納税などを通して本市のよさを知っていただく、本市のよさをPRしていくことにより、関係人口の創出、移住定住の促進にもつながるものと考えているところであります。

○議長（下迫田良信君） ここでしばらく休憩いたします。再開は午後2時15分といたします。

休憩 午後2時08分

再開 午後2時15分

○議長（下迫田良信君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、中里純人議員の発言を許します。

[9番中里純人君登壇]

○9番（中里純人君） 私は、先に通告しました2件について質問いたします。

まず、いじめ問題についてであります。

いじめ問題については、2013年に、いじめ防止対策推進法が施行され、社会や地域全体でいじめ問題に向き合い、いじめを防いでいくための理念や体制が定められております。学校では、いじめ防止等のための基本方針が定められ、全ての学校がいじめ対策の組織を置く義務があることが明確化され、いじめの防止から発見、対応に至るまで、この組織が中心となって取組が行われるとされております。

また、教育委員会でも、組織を設置しておりますが、機能していないところもあると言われております。

しかしながら、文部科学省では、学校設置者や学

校において、いじめの重大事態が発生しているにもかかわらず、法基本方針及び調査の方針に基づく対応を行わないなどの不適切な対応があり、児童生徒に深刻な被害を与えたり、保護者に対して、大きな不信を与えたりした事案が発生したことから、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインが策定されました。

いじめ防止対策推進法ができてからも、いじめ問題は後を絶たず、最近では、LINEやSNSなどを使ったいじめで、仲間外れや無視、中傷、うその拡散など、なかなか表に出ないで深刻化しているようです。

文部科学省の調査によりますと、いじめの認知件数は、2017年度では、小中高などで41万件を超えております。また、いじめで自殺した子の保護者が、いじめの真相を知りたいと、第三者委員会の設置を求めるケースもあります。調査結果に満足できないといった事案もあるようです。

最近のいじめ問題について、どのような認識をお持ちなのか伺いまして、ここでの質問を終わります。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） 中里純人議員の御質問にお答えいたします。

平成25年に施行されましたいじめ防止対策推進法では、いじめについて、当該児童生徒が心身の苦痛を感じているものを言う定義づけられております。以降、いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こり得るとして、学校においては、より積極的にいじめを認知し、早期発見、早期解決を図る対応が求められてまいりました。

しかしながら、お述べになりましたとおり、その後も、全国的に、いじめが原因となった、あるいは原因と疑われる青少年の自殺事案が後を絶たない現状に鑑み、改めて、学校や家庭、あるいは社会全体における青少年の健全育成の重要性を認識せざるを得ません。

本市におきましては、平成26年3月に策定をし、平成29年11月に改定をいたしました、いちき串木野市いじめ対策基本方針に基づき、各学校におけるいじめ問題への適切な対応を推進しているところであ

ります。

○9番（中里純人君） 次に、本市のいじめ件数と内容についてですが、過去5年間の実態はどうか、増加傾向にあるのか。また、その要因についてどのような分析をされているのか。近年増加していると言われるネットいじめの実態と対応について伺います。

○学校教育課長（藏菌孝一君） 本市における平成28年から令和2年7月までの5年間で学校から報告されたいじめの状況についてお答えいたします。

平成28年度のいじめの認知件数は、小学校10件、中学校6件、計16件でした。平成29年度は、小学校7件、中学校5件、計12件。平成30年度は、小学校5件、中学校8件、計13件。令和元年度は、小学校12件、中学校5件、計17件。令和2年7月までのいじめの認知件数は、小学校2件、中学校1件、計3件であります。

いじめの主な内容としては、冷やかしかからかい、悪口や嫌なことを言われる、仲間外れ、集団による無視、軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり蹴られたりするという種類のものが多かったです。

インターネットを介したいじめにつきましては、平成28年度に、LINEによる誹謗中傷の事案が、中学校で1件。令和2年度に、オンラインゲームでのやり取りの中での誹謗中傷の事案が、中学校で1件ありました。

いじめの解消状況については、平成28年度から令和元年度までの事案については全て解消済みの報告を受けております。

令和2年度の中学校での1件については、現在、いじめの行為は行われていないものの、当該生徒同士の間関係の修復までには至っておらず、指導を継続中でございます。

ネットいじめの対応ということで、インターネットを介したいじめにつきましては、各学校において、教科道徳、特別活動、総合的な学習の時間など、あらゆる教育活動を通して、情報モラル教育の充実を図り、情報機器との正しい付き合い方や、ルールの遵守等の指導の充実を図っているところで。

それから、いじめ問題全体につきましてはの対応ということで、いじめ問題につきましては、市のいじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止、早期発見、いじめを認知した場合の適切な対応について、学校への継続的な指導を行っているところです。

未然防止としては、思いやりの心を育む道徳教育、自他の立場や気持ちを理解し尊重する人権教育の推進、また、望ましい人間関係を構築する学級経営の充実等に努めるよう指導しております。

早期発見については、アンケート調査や教育相談、日常の観察の充実等により、児童生徒が発する小さなサインを見逃さず、幅広い情報収集に努めるよう指導しているところであります。

また、いじめを認知した場合の対応については、児童生徒や保護者の思いに寄り添い、迅速かつ丁寧な対応に努めるよう、各学校に指導しているところでございます。

○9番（中里純人君） ただいま対応について答弁がありましたが、8月28日から9月3日までは、子どもの人権110当番の強化週間で、市の広報紙にも、学校でのいじめや、親から虐待を受けたとき、誰に相談していいかわからないときの相談する窓口の電話番号の記載等がありました。

鹿児島地方法務局には、昨年、330件の相談があり、その多くは友人との関係など、学校生活に関連するものだそうです。そのうちの4割近くがネット上を含めた差別的な言動があるということです。

ネットへの書き込みの内容次第では名誉毀損や、損害賠償を請求される、書き込まれた内容も削除を求めることができる、このようなことなどを、保護者や児童生徒に周知されているのか。

また本日から18日まで、いじめ問題を考える週間とされておりますが、どのような内容なのか伺います。

○学校教育課長（藏菌孝一君） ネット、SNS等を利用した犯罪等から子どもたちを守るために、親子でできる対策等について取り組んでおります。

学校や市では、SNS等を利用した犯罪から子どもたちを守るために大事なことは、家庭での実践であるというふうに考えております。家庭教育学級等

において、SNS等の利用の仕方、スマートフォンの使い方についての保護者向けの研修会等を実施しております。

また、ゲームの時間、睡眠時間、家庭学習を取り入れた生活リズム表を親子で話し合っ作成するようにして、子どもたちが規則正しい生活を送れるようにしているところであります。

これからのネット社会に生きる子どもたちには、スマートフォンの使用を禁止するような指導はなかなか難しいところであります。保護者が子どもにスマートフォンを買い与えるときに、スマートフォンの使い方及びSNS等の正しい利用の仕方をトレーニングするとともに、発達の段階に応じたフィルタリングの設定、家庭のルールなどを親子で話し合い、スマートフォンを持たせることが大切だと考えております。

いじめ問題を考える週間の取組です。各学期の最初の週に、大体どこの学校も取り組んでおりますが、いじめの標語を作成したり、児童会、生徒会が中心となって、いじめ問題について考えるような取組を、それぞれの学校で工夫して取り組んでいるところであります。

それから、道徳等の授業の中で、いじめ問題を扱ったものを、学校によっては、授業参観等で保護者の参観の機会を持ったりというような取組を行っております。

各学校で、いじめ問題に取り組む、考える週間を確実に設定し、各学期の始まるときに、それぞれで工夫して取り組んでいるところでございます。

○9番（中里純人君） 7月23日の地元紙によりますと、「中三男子にいじめか」という見出しで、本市が第三者委員会を設置し、調査を始めるとの報道がありまして、びっくりしました。

その後、NHKテレビの録画を拝見をいたしました。いじめられた側の保護者の発言によると、子どもの体に傷があり、さらに問い質したところ、いじめに遭っていたとのこと。「死ね、キモイ」と言われた上に暴行を受け、耳を殴られ、軽度の難聴になり、この間、2年前から学校に対応を求めたが、改善されなかったということです。

我々議員には、新聞報道後に議員全員協議会で説明がありましたが、教育委員会が内部調査した五つの事案についての教育委員会の調査の時期、対象、方法など、調査結果について答弁願います。

○教育長（有村 孝君） 教育委員会の、先ほどの事案の内部調査の対象、あるいは時期、方法、その結果についてということでございますが、本事案の概要につきましては、議員の皆様には7月31日の議員全員協議会で御報告させていただきました。報道等でも御案内のとおり、8月5日から、第三者委員会による調査が行われているところでございます。

現在調査中であることを鑑みまして、調査の支障となることから、事案の具体的な詳細については、発言を差し控えなければならないこともありますので、あらかじめ御了承ください。

それでは、教育委員会の内部調査について、その対象、時期、方法を踏まえまして、調査結果を御報告いたします。

被害者とされている生徒及び保護者からの聞き取りにつきましては、計5回実施いたしました。実施時期は令和元年6月、11月、令和2年3月に2回、そして、今年の4月です。

学校の管理職及び関係職員への聞き取りにつきましては、計5回実施をいたしました。実施時期は令和元年11月、令和2年3月に2回と、本年度4月と6月です。

加害者とされている生徒及び目撃者等の関係生徒への聞き取りについては、計2回実施いたしました。実施時期は令和2年4月と5月でございます。

学校からの報告書の分析等については、報告のたびに、随時継続的に実施をいたしました。

これらを基に、調査結果をまとめまして、いじめ防止対策推進法で定められているいじめの重大事態であるか否かを判断するための内部調査委員会を5月25日に開催いたしました。

○9番（中里純人君） 愛知教育大学の折出健二教授によりますと、「偶発的に起こるにしても、本人に心や体の面で苦痛を与えるものであれば、いじめと捉えるのが今のいじめ認識のポイント。学校が、継続的に攻撃が繰り返されていないので、いじめで

はないのではないかと見ていたなら、一周遅れのいじめ認識であり、転校を余儀なくされたケースが起きているので、教育委員会を中心に指導を進めてほしい」と述べております。

市の教育委員会はこの事案を、偶発的であり、いじめと判断しなかったという判断でございますが、では、その根拠について明らかにしていただきたい。

また、市が設置しているいじめ問題対策委員会では、委員の中からどのような意見が述べられたのか伺います。

○教育長（有村 孝君） 先ほど、「5月25日に、内部調査委員会を立ち上げました、開催します」ということを申し上げたんですが、またさらに7月6日には、いじめ問題対応に関して専門的な立場から提言をいただきます教育委員会の附属機関である、いじめ問題対策委員会、これは年2回開催をしておりますが、それにおいても、本事案の概要を説明いたしましたして、助言等を得る機会といたしました。

これらの内部調査を通しまして、今議員が申された本事案は、被害者とされている生徒が、心身に苦痛を感じていると訴えていることから、いじめと認識すべきではあるものの、同時に加害者とされている生徒も心身に苦痛を感じていることも確認されております。当該生徒双方に原因があるトラブルであり、国が定義づけているいじめの重大事態には該当しないと判断いたしております。

なお、学校からも、生徒同士のトラブルと、いじめの案件としては月例報告で上がってきておりません。双方に、たたいたり、たたかれたり、そういう事案もありまして、どちらもしじめと言え、いじめ、両方双方、いじめではないかという、そういう捉え方をしているところでございます。

○9番（中里純人君） いじめ防止対策推進法の第28条の第1項では、重大事項の定義として、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときの生命心身財産重大事態と、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときの不登校重大事態の二つになっております。

児童生徒や保護者から申立てがあったときには、重大事態の疑いが生じたものと解さざるを得ないために、重大事態に該当すると判断を下す必要があります。

第三者委員会を開催するに至ったのは、生命心身財産重大事態なのか、不登校重大事態なのか、判断した事例は、五つの事案のうちどのような部分なのか伺います。

○教育長（有村 孝君） まず、いじめであるか否かということについては、先ほども答弁で申し上げましたように、当該生徒が心身に苦痛を感じていると訴えていることから、いじめと捉えるべきではあると考えております。これはいじめ防止対策推進法にも書いてございますが、本人がいじめと感じればそれはいじめなんだと、そういう捉え方をしております。

その上で、今議員が申されました本事案は、いじめの重大事態に該当するか否かについては、いじめ防止対策推進法第28条第1項の定義に該当するか否かの審議によりまして判断をいたしました。これも内容は先ほど議員が申されましたけれども、すなわち、いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる事態及びいじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める事態に該当するかどうかということでの審議でございます。

その結果、私どもの内部調査では、当該生徒がこれに該当する状況になっている事実は確認できず、いじめの重大事態には該当しないと判断するに至りました。

欠席も少ないです。1年、2年で不登校でもございません。もちろん心身的にはショックを受けていたかもしれませんが、学校に来る出席日数からすれば欠席はないという状況でございます。もちろん事故欠席とか、病気欠席というのがございましたけれども、ここで申し上げます、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるということには該当しないと判断をしたところです。

しかしながら、当該生徒の保護者から、弁護士等を通じまして6月5日付で重大事態に該当するいじめを受けたとしまして、これに係る調査及び報告を求める申立書が提案されましたので、このいじめ防止対策推進法にのっとりまして、第三者によるいじめ調査委員会の調査を開始することといたしました。

なお、今回、本調査委員会を開催することになった経緯につきましては、これも7月の議員全員協議会でも御説明いたしましたが、学校または設置者が、いじめの実力行為と重大被害の発生との間に因果関係が存在しないと判断した場合等においては、通常は重大事態とは扱わないものの、児童生徒や保護者から、重大事態であるとの申立てがあったときには、疑いが生じたものと解さざるを得ないとする文部科学省の解説にございました。

そういうことに基づいて、第三者のいじめ調査委員会を立ち上げたというのが経緯でございます。

○9番（中里純人君） 次に、本定例会に補正予算が計上されております第三者委員会が設置された目的、時期、構成メンバーについて伺います。

事務局は、公平性や中立性の観点から、第三者が望ましいとされておりますが、どうなっているのか。

今回の事案について、第1回目の委員会が開催されたとお聞きしますが、委員会のスケジュール等はどのようなのか。今回の事案については、早急に報告を求めるべきと考えるがどうか。さらに、第三者委員会では、教職員や生徒、保護者への聞き取りなども予想されることから、公平で公正、さらに客観的な調査や検討ができるように、十分に配慮する必要がありますと考えますが、教育委員会の基本的な考え方について明らかにされたいのであります。

○教育長（有村 孝君） 第三者によりますいじめ調査委員会は、本市の公立学校において、いじめの重大事態が発生した場合の事実関係の調査を行う機関といたしまして、平成26年10月に設置をしていただきました。

委員につきましては、議員も仰せのとおり、公平性、中立性が確保された客観的な事実認定を行うことができるように、県の各機関等から推薦されました、弁護士、精神科医、社会福祉士、精神保健福祉

士、臨床心理士の5人を委嘱しております。委員の委嘱につきましては、毎年、年度当初に委嘱しております。今のところメンバーは替わっておりません。

本調査委員会による調査は、これまで3回実施されました。第1回目が8月5日、第2回目が8月19日、第3回目が9月2日に実施されました。

調査等の内容については、完全に第三者に調査を委ねておりますので、また、現在調査中であり、調査の支障になることがあってはならないこと等から申し上げることはできませんけれども、報道等でも、調査委員会の委員長が述べられたとおり、今年度中には調査を終了する見込みであるとのこととです。

なお、私ども教育委員会といたしましては、当該生徒が中学3年生であり、受験も控えておりますから、できるだけ早い時期に調査が終了するよう申入れをしているところでございます。

第三者委員会の調査スケジュール等については、委員会で決定することとございまして、私ども教育委員会としては、その詳細については把握しておりませんが、委員長が報道等でも述べられたとおり、今年度中に調査を終了する見込みであると考えております。

それから、教育委員会の対応について申し上げますけれども、全ての教育活動の基盤というのは、教職員と児童生徒及びその保護者との信頼関係の構築にあると思います。教育委員会では、このことを基本姿勢としまして、各学校に教育活動の充実を推進しているところでございます。

いじめ問題につきましては、先ほど来、議員からもありますように、市いじめ防止基本方針に基づきまして、いじめの未然防止、早期発見、いじめを認知した場合に適切な対応をするよう、継続的な指導を行っております。

先生や生徒への聞き取りについて、詳しいことは私も伺っておりませんが、恐らく、当事者といひましようか、関係者の事情聴取、聞き取り調査は行われるであろうと思っております。

私も2回目から入っておりませんので、中身については知らされておりません。委員長が、報道機関等に最後にお話をされるあの程度でございます。た

だ、伝え聞いたところによると、聞き取り調査はあるだろうということは予想されます。

○学校教育課長（藏 藺孝一君） 事務局につきましては、教育委員会事務局がしております。その理由といたしましては、市が設置している機関であるということと、あと、教育委員会は、会議の日程の調整、そういったことについて関わっておりますが、会議の中身に関しては全く関与しておりませんので、最初の立ち上げのところだけ教育委員会が関わりました。その後は、今教育長からありましたとおり、第三者委員会に完全に委ねているという状況でございます。

事務的な手続を事務局がやっていかないとなかなか回らないものですから、教育委員会で事務局をやっているところでございます。

○9番（中里純人君） 次に、今後の対応についてですけれども、第三者委員会の調査結果は、被害生徒、保護者に情報提供するものとされております。

現時点での公表についての基本的な考え方について明らかにされたいのであります。

○教育長（有村 孝君） 最終的には報告書ができると、もちろん思われますが、この公表につきましては、当然ながら、申立人及び学校に対しては行われるものと思われませんが、報告の対象や方法等につきましては、第三者委員会が決定することとなっておりますので、私どもは推測、推量するしかないという感じで、報告書は作成するという話は伺っております。

申立人及び学校に対しては行われるものと思われませんが、それが公表されるのかどうかというのは、まだ伺っておりません。

○9番（中里純人君） 公表に関しましては、重大事態の調査に関するガイドラインによりますと、学校の設置者及び学校として、事案の内容や重大性、被害児童生徒保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表することが望ましい。また、報道機関等の外部に公表しない場合であっても、学校の設置者及び学校は、再発防止に向けて、重大事態の調査結果について、ほかの児童生

徒また保護者に対して説明を行うことを検討するとあります。

生徒への影響について十分留意することが一番なことですけど、このことについては、どのようなお考えか伺います。

○教育長（有村 孝君） 先ほど来申し上げておりますが、教育委員会といたしましては、第三者による厳正なる調査によりまして、各事案に関する真実を明らかにしていただくとともに、学校と教育委員会の対応についても、適正な評価をしていただき、その結果を真摯に受け止めて今後を活かしたいと考えております。

結果の公表につきましても先ほど来ありますように、生徒に与える影響とか、そういったものも総合的に判断しながら、公表していく方向にはあると考えておりますが、今のところまだ、公表しますというのはちょっと言えないという段階でございます。

○学校教育課長（藏 藺孝一君） 公表に関しましては先ほど議員仰せのとおり、一般的な見解としてそのような形であると、私どもも捉えておりますが、先ほど来説明しておりますとおり、この公表の方法や対象、そういったものに関しまして、第三者委員会が決定するというところでございますので、私たちが、こうですというのが言及できない状況であることを御理解ください。一般的には、議員がおっしゃったような形で公表されるのではないかとというふうに考えております。

○9番（中里純人君） この件につきまして最後に伺いますが、先の答弁にもありましたように、本市でも、いじめについては継続してあるようでございます。ネットでのいじめも大きな社会問題となっております。

今回の事案を契機に、本市でも再度、学校でのいじめについて、教育関係者並びに保護者などを含めた、いじめ問題に対する啓発、研修などを実施すべきと考えますが、市長並びに教育長の決意、見解を求めて、この問題に対する質疑を終わります。

○教育長（有村 孝君） 先ほど来ありますように、いじめも、インターネットによるいじめ、件数は本当に僅かですけれども、これは学校が気づいた件数

でございます、ほかにも相当数あるんじゃないかなろうかと。学校から見えないネットいじめ、あるいはいじめ、これは私どもも、そのように考えております。

ですから、学校が認識できるのは一部だろうなど。ですから、どこの学校でも誰でもいじめる、いじめられる、ネットを通じたりですね、そういう環境に落ち込む可能性は全員あるんだよというようなことも含めながら、今後とも、児童生徒へ情報モラル教育の徹底を図っていききたいなと思っているところです。

そしてまた、今回の事案を受けまして、改めて、管理職研修会において、いじめの重大事態の捉え方や、いじめ問題への対応の在り方等について指導を既にいたしました。

また、各学校長には、自校のいじめ問題への取組の検証を行うとともに、これまで以上に、児童生徒及び保護者の思いに寄り添った、迅速かつ丁寧な対応に努めるよう指導したところであります。

生徒同士、子ども同士じゃなくてその家族、また先生方、教職員、そういったような子どもを取り巻く周りの信頼関係をきっちりとつくっておくと。これは、もちろん、ほとんどが学校の教職員の責務でございますので、より一層充実させていききたいなと思っております。

また、そういうのができておりましたら今回のような事案は出てこなかったやに、私は考えておりますが、そういうことで、やっぱり総合的な信頼関係の構築を図っていくと、これが何より大事じゃなからうかなと考えて、今後とも、そういう指導をしていきたいと思っております。

○9番（中里純人君） 次の質問に移ります。

投票率向上への取組と、塩田県政についてであります。

今回の県知事選挙の投票率は、本市では55.62%で、県の49.84%を上回ったものの、前回の県知事選挙の61.87%より6ポイントも低下しています。

県では7ポイント低くなり、全国的に投票率の低下が懸念されていますが、その原因と背景をどう考えるのか伺います。

○選挙管理委員会事務局長（橋口昭彦君） 投票率が低下している原因、背景についてであります。その時々々の社会情勢や経済状況、政策論争の争点、当日の天候、若者の政治離れなど、様々な要因が総合的に影響するものと言われており、一概に要因を挙げることは難しいところであります。

また、今回の鹿児島県知事選挙では、新型コロナウイルスの影響もあったかと思われま

○9番（中里純人君） 次に、本市の過去10年間の投票率はどうか。前回選挙との比較、期日前と当日の割合。各投票所ごとの年代別、男女別の投票率の分析からどのようなのか伺います。

また、平成28年の参議院選挙から18歳の投票権が適用されましたが、若者の投票の状況と、本市の投票率向上への取組について。投票所での投票率は、期日前投票者を棄権者としてカウントされているので、正確な数字ではないようです。期日前投票者を加えた投票所ごとの投票率は集計できないのか。

投票所の設置基準はあるのか。規定では、1、有権者から投票所まで3キロメートル以上ある場合、2、1投票所当たりの有権者は3,000人以上の場合には解消するように設けてありますが、本市では該当する投票所はないのか、伺います。

○選挙管理委員会事務局長（橋口昭彦君） 本市での過去10年間に執行されました選挙の投票状況についてであります。

まず、市長、市議会議員選挙では、平成25年73.04%、平成29年75.97%であります。

次に、県議会議員選挙では、平成23年47.84%、平成27年63.38%、平成31年45.62%であります。

次に、県知事選挙では、平成24年48.78%、平成28年61.87%、令和2年55.62%であります。

次に、衆議院議員選挙は、平成24年58.69%、平成26年56.55%、平成29年75.56%であります。

次に、参議院議員選挙は、平成22年59.61%、平成25年50.57%、平成28年60.90%、令和元年48.03%であります。

なお、各選挙における期日前投票の状況ですが、10年前は4割程度でしたが、近年は5割程度と増加傾向にあります。

直近の鹿児島県知事選挙での男女年代別の投票率でございます。

10歳代男性36.32%、女性44.40%、計40.52%。
20歳代男性31.99%、女性37.61%、計34.87%。30歳代男性39.03%、女性43.91%、計41.42%。40歳代男性46.38%、女性52.65%、計49.55%。50歳代男性56.73%、女性62.14%、計59.54%。60歳代男性65.25%、女性70.27%、計67.83%。70歳代男性72.16%、女性69.80%、計70.90%。80歳代以降男性54.63%、女性39.35%、計44.53%であります。

10歳代の投票の状況についてであります。

18歳選挙権が施行された以降の選挙では、指摘されておりますように、本市でも若年層は低いところですが、20歳代より高い状況が見られます。県平均との比較では、今回の鹿児島県知事選挙で見ますと、県の10歳代平均が33.67%で、本市が6.85ポイント高い40.52%となっております。

次に同じく、鹿児島県知事選挙での期日前投票も含めた各投票所の投票率です。

第1投票所54.68%、第2投票所56.14%、第3投票所59.32%、第4投票所50.91%、第5投票所61.98%、第6投票所52.81%、第7投票所60.54%、第8投票所56.64%、第9投票所61.39%、第10投票所51.45%、第11投票所53.08%、第12投票所58.48%、第13投票所53.80%、第14投票所57.17%、第15投票所53.06%、第16投票所58.40%、第17投票所58.35%となっております。

本市に投票区を定める設置基準があるかについてであります。本市では特に基準は定めておりません。公職選挙法では明確な基準はなく、1投票所当たりの有権者数、地勢、その他事情を考慮して、投票事務管理能力の許す範囲において、選挙人の投票の便宜を図って決定すべきとなっております。

また、昭和44年5月15日付の通知、投票区の増設についてで、投票所から選挙人の住所までの道のりが3キロメートル以上を含む投票区は、遠距離地区の解消に努めること。1投票区の選挙人の数が、おおむね3,000人を超える投票区は、規模の適正化を図ることとなっております。

本市で選挙人の数が3,000人を超える投票区はあ

りませんが、投票所から選挙人の住所までの道のりが3キロメートル以上の投票区は、第2投票区の羽島、第17投票区の川上が対象となるようであります。

また、今回、土川を羽島に統合したことにより、投票機会の確保のため、土川交流センターと羽島中学校の間で、午前1回、午後1回の送迎バスを運行対応したところであります。

○9番（中里純人君） 期日前の投票が多くなっているようです。

私は投票率の向上につきまして、平成27年第2回の定例会の一般質問で、期日前投票所の増設を提案しましたが、答弁では、「期日前投票は増加傾向にあり、2か所の投票所が大分浸透していると感じる。新設の必要はない。さらには、人員確保、経費面を考慮しても新設は困難である」と、財政上の負担が大きくて設置しないとのことでした。

また投票率の向上につきましては、「周知啓発を継続して投票を呼びかけてまいります」とのこと。

私たち議員は、市長も同じでありますが、多くの有権者の政治参加によって、選挙で選出されないと、投票しなかった人たちの考えとか、意見をどのように受け止めたらいいのかわかりません。おっしゃるように、啓発は大事なことでありますが、具体的な対策を考えないと、投票率は低下の一方です。

各自治体でも、投票率向上のために、様々な取組を行っております。

紹介しますと、1、移動式の期日前投票所運営。2、民間業者に委託、また、市町村への路線バスを無料で臨時運行。3、自治体の公用車で職員が投票所へ送迎。4、要望のあった選挙人を自宅からタクシーで送迎。

群馬県の大泉町では、投票所の入場券にタクシー利用券を添付するなど、多彩な取組が試みられております。私たちの町でも、特定健診の受診率においても、まちづくり協議会と連携した取組で成果を上げられておるようですが、先ほど示された地区ごとの投票率を示して啓発を行うなど、考えてはいかかかと思っておりますが、答弁願います。

○選挙管理委員会事務局長（橋口昭彦君） 投票率

の向上についてであります。本市におきましても、様々な投票率向上のための啓発行動を行っております。

議員御説の移動期日前投票所の運営、公用車での送迎及びタクシー券の配布につきましては、県内の状況を見ますと、投票所の統廃合を行い、投票区を廃止した地区での投票機会の確保のために実施しているようでございます。

投票率の低い投票区への対策ですが、広報車を多く走らせるなどが考えられますが、今後、投票率向上のために、議員から御提案いただいた方法も含めて研究してまいりたいと思います。

○9番（中里純人君） 今回の県知事選挙には、過去最多7名の立候補がありまして、7月12日に投開票が行われ、新人の塩田孝一氏が当選されました。

今回の選挙では、現職の原発に対する姿勢の変化、首長への電話による投票依頼や、広報車の一本化など、いろいろ話題があり、7名も出馬された割には投票率が低かったようです。

前回と今回の知事選挙とも、政党推薦型の選挙が通用しなくなり、都市部の無党派層が選挙結果を変えるようになってきたと言えるのではないのでしょうか。

過去最多7名の立候補者があった今回の選挙への見解について伺います。

○市長（田畑誠一君） 中里議員お述べになりましたとおり、過去最多の7名の立候補者があった今回の鹿児島県知事選挙においての見解であります。

今回の鹿児島県知事選挙は、過去最多の7名の候補者により激戦が予想されました。本来であれば、有権者の関心の高い選挙であるべきものだったと思っております。

しかしながら、コロナ禍等の影響もあり、全国では、過去最低の投票率を記録する選挙が相次ぐ中、前回と比較し、県全体で6.93%下回る49.84%でした。

本市におきましても、6.25%下回る55.62%でありました。前回は下回る結果となっておりますが、県内他市との比較では、上位の投票率となっております。

想定より幾らかよかったとはいうものの、大事な選挙であります。我が町の現在を、未来を託す、あるいは県の、あるいは国を託す大事な選挙でありますので、投票率の向上に向けて、引き続き、議会の皆さん方の御意見等も賜りながら、啓発活動に努めてまいりたいと思っております。

○9番（中里純人君） 知事は、7月28日の就任以来、大雨による災害対策、2023年に向けたかごしま国体の延期、また、今回の台風10号の被害状況の視察など、精力的に活動されているようです。

前職が経済産業省ということで、産業振興に大きな期待がされておりますが、マニフェストでは、1、新型コロナウイルスへの対応、2、県民が豊かになる産業振興、3、脱原発に向けて、4、優しく働きやすい福祉の実現、5、アジア中核都市の実現、6、鹿児島が誇れる人づくり、7、県民が安心できる行政づくり、8、多様な魅力を持つ離島は鹿児島の宝と、八つの柱を掲げてあります。

その中でも、対話による市町村との連携強化をうたわれておりますが、市長はこのマニフェストに対しまして、どのような見解をお持ちなのか伺います。

○市長（田畑誠一君） 塩田知事のマニフェストについてであります。中里議員お述べになりましたとおり、新型コロナウイルス対策や脱原発、産業振興などなど、八つの政策を大きな柱として掲げておられます。

具体的な政策については、これからお示しにされるとおもいます。

つい先だっては、観光振興について知事と語る会というのがございまして、観光関連各業界、旅館、ホテル、サービス業、運輸、全ての代表の方々がいろいろ知事に意見を述べられました。

また、市町村を代表して、私と、それから日置市長に一言ということで御指名がありまして、私も、観光振興に関する自分の所見を述べさせていただきました。お述べになりましたとおり、就任以来、積極的に国体の問題とか、県政に取り組んでおられますが、県政の課題は多岐にわたっております。

地方創生という流れの中で、地域の振興が県全体としての活力になると私は思っておりますので、知

事におかれては、県内の均衡ある発展に配慮していただくとともに、今後、本市の実情に応じた支援について、議会の皆さんと一緒にいろいろお願いをしてまいりたいと考えております。

○9番（中里純人君） 本市でも、喫緊の課題として、マグロ漁業の魚価安と倉庫満杯による水揚げ待ち対策とか、県管轄の五反田川や大里川の寄川の除去、また、海岸漂着物の撤去など、いろいろありますけれども、県の動向が重要であることは言うまでもありません。

いちき串木野市長として、地域の課題に対して、新知事にどのような対応をされるのか。また、全国全県的な課題であります新型コロナウイルスによる中小企業への影響、感染防止対策としてのPCR検査の拡充、医療崩壊を防ぐための医療現場の支援など、コロナ禍での様々な課題があると思いますけれども、新知事に対して、特に新型コロナウイルス対策で望まれることは何か、見解を伺います。

○市長（田畑誠一君） 中里議員、縷々お述べになりましたが、まさにおっしゃるとおり、本市が取り組むべき課題は多岐にわたっております。

現在、その中でも最優先に取り組むべき喫緊の課題としては、おっしゃるとおり、この新型コロナウイルス対策だと思います。

感染拡大防止の最前線に立つ医療機関や医療従事者の皆様方をはじめとする関係者の方々、本当に御苦労であられると思います。心からその労をおいとい申し上げたいと思っております。

このような状況にありますので、市内事業者、市民生活への支援など、スピード感を持って対応していくことが大事だと思っております。そのため、県や関係機関などと緊密な連携を図るとともに、新型コロナウイルス対策を含め、本市の課題解決に向け、県と協議を進め、政策面もそうでありますけれども、とりわけ財政的支援について、県へ要望してまいりたいと考えております。

○9番（中里純人君） さらに、川内原発20年の運転延長問題は、新知事の任期中に判断しないといけない本県における最大の課題です。

令和元年、第2回定例会での私の一般質問で、市

長は、「現時点においても、40年ルールであり、過去の議会で可決されました意見書を踏まえた上で、原則どおりが望ましいと考えております」と答弁をいただいておりますが、新知事は、可否については、徹底的に科学的技術検証を行うとともに、県民の意向も把握しつつ、厳正に対応するということです。

再稼働時のように、知事が隣接市の意見を無視して判断を下さないように、適切な時期には申し入れるべきと考えますが、いかがか伺います。

○市長（田畑誠一君） 塩田知事におかれましては、マニフェストにおいて、ただいま中里議員お述べになりましたとおり、20年延長については、原則40年との認識の下、特例的な取扱いの可否について、県の原子力安全・避難計画等防災専門委員会の委員の構成も見直し、科学的、技術的な検証を徹底的に行い、九州電力及び原子力規制委員会に対し、厳正な対応を要請するとともに、必要に応じて、県民投票を実施するとしておられます。

私も運転は原則40年、また、将来的には原発ゼロを目指して、鋭意、代替エネルギーの確保に取り組むべきと考えており、方向性としては同じではないかと思っております。

私としましては、市民の生命と財産を守ることを最優先に、今後、塩田知事の県政運営を注視してまいりたいと考えております。

○9番（中里純人君） 今後とも県と密接な連携を図って、本市のさらなる飛躍を目指していきたいものです。

以上で質問を全て終わります。

○議長（下迫田良信君） ここで、先ほどの教育長の答弁に対して、発言の修正がありますので、これを許可します。

○教育長（有村 孝君） 大変失礼いたしました。

先ほどの中里議員の答弁の中で、「被害者とされている生徒に欠席はないと、少ない」と言ったつもりで「欠席はない」と申しあげましたけれども、これを次のように修正をさせていただきます。

個人情報ですので、具体的な数値は申しあげられませんが、「不登校の基準となっている病気等以外の欠席日数30日からは、はるかに少ない欠席日数で

した」と、このように修正をさせていただければありがたいです。よろしくお願いします。

○議長（下迫田良信君） 中里議員、よろしいですね。

ここでしばらく休憩をいたします。再開は午後3時30分といたします。

休憩 午後3時17分

再開 午後3時29分

○議長（下迫田良信君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、田中和矢議員の発言を許します。

[4番田中和矢君登壇]

○4番（田中和矢君） それでは、通告のとおり、3点をお尋ねいたします。

1点目は、洋上風力発電に対する市長の考え方を伺います。

大規模洋上風力発電施設の建設計画が持ち上がっており、新聞に何回も取り上げられております。背景に、国の再生可能エネルギー推進があり、県内に7区域、そのうち2件が私どもの市に関わっております。

関わりのある二つのうちの一つは、北薩沖に60キロワット、75基。二つ目、吹上浜沖に約97万キロワット、102基。トータル177基という超大型の整備構想であります。

この二つは、私どもの市の沖合で重なっている部分があります。この大型風力発電に関しては、住民が知らない間に話が進み、寝耳に水の状態であるような気もいたします。

市には、この件の説明がどのようになされているのか、市は、その説明をどういったふうにお受けになっているのか、まず、壇上から、そのことについてお尋ねをいたします。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） 田中和矢議員の御質問にお答えいたします。

洋上風力発電に対する考え方についてであります。

現在、お述べになりましたとおり、本市沖合を含む2件の洋上風力発電が計画され、事業計画者によ

る事前説明が、関係漁協並びに市内沿岸地域のまちづくり協議会の会長や、役員の皆様などになされております。

また、併せて、環境影響評価による配慮書の縦覧が行われ、環境保全の見地から意見書の受け付けが行われたところであります。

こうした洋上風力発電計画に当たりましては、まず第一に、地域住民や漁業者、関係団体の皆様の御理解が最も重要であると考えておりますので、引き続き、事業計画者には、市民の皆様や関係団体等に分かりやすく、丁寧に説明をしていただくようお願いをしております。

○4番（田中和矢君） 再生可能エネルギーの一つとして、豪雨や温暖化の気候対策、脱炭素社会の実現、原発への依存を可能な限り低くする、こういった観点からは大変有効ではあります。

一方では、漁業との共存、具体的に言いますと、この大型風力発電による振動や地鳴りで、魚は寄りつかなくなり、漁業が成り立たなくなる可能性があるんじゃないかという懸念もされております。

一つの例として、青函トンネルを造るとき、たしか昭和58年から63年にかけて、青森と函館とのトンネルを造るときに、マグロで有名な下北半島北端にある大間の漁協の皆さんの話では、この期間、発破やいろいろな機械の振動や音で、魚が、先ほど言いましたように、全く寄りつかなくなって、捕れなくなったという事実も聞いております。

そして、この計画されています超大型風力発電は、ここに資料を持ってきておりますが、直径200メートル近く、高さが250メートルになる場合もあるくらいのもすごい大きな風車による風力発電です。

それは、鹿児島中央駅にアミュランっていうのがありますよね、展望観覧車。あれの3倍もの大きさのものです。それが、日本3大砂丘の一つである吹上浜、羽島、それから南さつままで、47キロ以上もあるこの砂丘の先に、海岸の先に建ちますと、すごい景観が悪くなるという面もあります。その景観だけではなくて、風を切る音、それからモーターの音、地響きがするようです。

実は、羽島の先に地上の風力発電があるんですけ

れども、先日、その中の80代後半の御夫婦のお話を聞いたんですが、五つの部屋があるそうなんですが、どの部屋に寝ても、ふすまがカタカタカタカタ振動する、何か頭が痛い、眠れないと。

私は最初、お年な方、80代の方でしたので、年を取ればそういうこともあるのかなと思っていましたが、そういう問題ではないとその方はおっしゃる。これができてからだし、今では、睡眠薬を飲んで、御夫婦とも寝ているというような話もありました。

そういったような欠点もあるわけで、私としましては、原発ゼロを目指す立場として、再生可能エネルギーを推進してもらいたいというのはやまやまなんですけど、やはり、あまりにも大き過ぎて、本当にこれで大丈夫かなと。

夕日が沈む手前に風力発電の風車が見えることを、すばらしい景観だなと思う方も中にはおられるでしょうけれども、一般的には、やはり自然環境を破壊することにもなるんじゃないかというふうなことも考えます。

つい先日も、台風9号、10号と来ましたが、この地域は台風の常襲地域で、海上では毎秒四、五十メートルの強風にさらされ、もちろん、台風による高波、高潮も直接当たり、これが耐えられるのかなという疑問もあります。

そのようなことで、非常に、原発ゼロを目指す私としては歯がゆい思いでもあるんですが、市長は、このことをどのように思っておられるのかを再度お尋ねいたします。

○市長（田畑誠一君） 私どものこれからの社会というのは、田中議員がいつも、今もお述べになっておられますように、脱原発、脱炭素社会、したがって、再生可能エネルギーの推進にあると思います。

今、規模のお話をなさいました。市としましては、田中議員と同じようなお考えに立って、産業振興や市民生活の向上を図りながら、環境へ配慮した環境維新のまちづくりを進めているところであります。

したがって、再生可能エネルギーの導入は促進する立場にあります、思いですが。ただ、今おっしゃいました規模等々につきましては、大事なことは、その漁業者の皆さん方、それから関係団体とか住民

の皆様方、この皆様方の理解なくして建設することはできないわけでありますから、規模等についても、企業としては採算性とか、あるいは法に則った範囲内でとか、いろんなことを考えておられると思いますが、その辺も含めて、地域との協議を重ねていただきたいというふうに考えております。

○4番（田中和矢君） 先ほど申しあげました魚礁の問題ですが、いちき串木野市沖、日置市沖、南さつま市沖には、大型魚礁、人工礁漁場、そういったものを含めて、大変多くあります。この赤い印が魚礁の場を示している図です。

これらを見ましても、繰り返しますが、基幹産業である漁業が本当に立ち行かなくなっていくような気がします。南さつま市長も日置市の宮路市長も、現時点ではよく詳しいことは聞いておりません。しかし、宮路市長は、「個人的には反対です」と、そこまで言っておられますが、この件の第1の質問の中で、田畑市長は、個人的には、どのように考えておられるか、すいませんが、明言していただきたいと思います。

○市長（田畑誠一君） 先ほど御答弁申し上げましたとおり、私たちが目指す社会は、脱原発、脱炭素社会、そして、それはイコール再生可能エネルギーの推進であります。

今、二つの事業所が計画をされておりますが、本市としては、代替エネルギーの推進、環境維新によるまちづくりを目指しておりますので、この事業そのものには、促進をしていただきたい考え、思いであります。ただ、先ほどからお話しになっておりますように、今度はまた魚礁の話をなさいましたけれども、そういったことを含めて、これから一番大事な漁業者との、ほかの関係団体、地域住民もそうでありますけれども、漁業者との話合いというのは、これから十分に重ねられていくものと思っておりますし、そうしていただきたいということのお願いはし続けてまいりたいと考えております。

○4番（田中和矢君） この件に関しては、国、県、地元漁協などをつくる協議会が、どこの海域に整備するかという、いわゆる促進区域というのを指定するそうですが、こういったときに、積極的に市長あ

るいは我々議会にも情報をくださって、意見あるいは議論をぜひしていただきたいと思います。

論語の中に「民は之に由らむべし。之を知らしむべからず」と書いてある。そのようなことがないように、ぜひお願いしたいと思います。

それでは、次の「核ごみ処分場」応募の可能性について、お伺いします。

北海道の寿都町で、原発の高レベル放射性廃棄物、いわゆる核のごみの最終処分場決定に向けた、第1段階の文献調査に応募を検討するとの新聞を読み、愕然といたしました。あろうことか、2日前の9月12日土曜日の新聞によると、同じ泊原発です。先ほど言いました寿都町は、泊原発の南東40キロぐらいのところにあります。2日前に発表された、北海道の神恵内村、人口820人ぐらいの村なんですが、ここでは、村議でもあり、この村の商工会の会長でもある方が、自ら議会に対し請願書を提出されております。

このようにして、どんどん、第1段階の応募が広がっていくと、何かこう、ちょっとまずい状況になりつつあるなど思っているわけです。

梶山弘志産業経済大臣も、第1番目に応募されたときに、「非常にうれしい、この後にも続いて出てくることを期待する」というような発言があったり、2番目の神恵内村に至っては、科学的特性マップというのを国が出しているんですが、その科学的特性マップにおいては、ほぼこの村の全域が好ましくない特性があると推定される地域と、不適だとしているにもかかわらず申出をしている、応募している、あるいは議会に請願書を出している。

このときの経済産業省の、これは大臣ではないですが、関係者は、「少しでもその場所に適地があれば、詳しく文献調査をする方針だ。この村も一部であるが、適地な場所が少しでもあるので対象地域となり得る」と。

もう本当に、前のめり、つんのめりでやろうとしていますので、ぜひ、このようなことは、我がいちき串木野市は、ふるさと納税で当初予算で12億円、補正後では、次は30億円を掲げているような、ましてや食のまちということでやっているいちき串木野

市においては、このようなことをやれば、日本全国のふるさと納税で協力しようとしている方々が本当に逃げてしまう、避けてしまう状況が発生して、貴重な財源が本当に大変なことになると思うんで、これはぜひ、市長としても、しっかりと考えていただきたいし、現時点でこのような報道があったことに関し、現市長の、市の代表である田畑誠一市長はどのようにお考えか、見解をお伺いいたします。

○市長（田畑誠一君） 他の自治体の話を引き合いに出しておられますが、私はコメントする立場にないと思います。

そこで、高レベル放射性廃棄物の最終処分場につきましては、平成29年12月議会の一般質問で、田中和矢議員にお答えしております。

本市といたしましては、市政運営に当たっては、何事においても、市民に不利益を及ぼさないという視点が大事であります。食のまちづくりを目指している本市にとっては、到底市民の理解が得られるものではなく、私としても、受け入れる考えはありません。

高レベル放射性廃棄物の最終処分場については、エネルギー政策の議論に当たって、原発の維持いかにかわらず、引き続き、国の責任によって検討されるべきものだと考えております。

○4番（田中和矢君） この核のごみの処分場に関して、併せて、本議会が採決しております、原発40年運転期間を守るとともに再生可能エネルギーの導入加速化を求める意見書を採択しておりますが、さらにもう一度確認のために、しかも、来年は、私も市議会議員と市長の改選、選挙がありますが、もし、市長が引き続き、来期もいちき串木野市の市長として頑張っていこうというお気持ちであれば、このことに関して、ちょうど40年が、1号機は2024年7月、2号機は2025年11月が、ちょうど40年の満期になります。

今現在、九州電力さんは、特定重大事故等対処施設等のために、定期検査を早くして、何千億円もかけて、また聞くところによると、3,000人から3,500人ぐらいの現場での作業員を投入していると。巨額な投資をしておられますので、40年満期を迎え、延

長の申請はしないと考えるのがごく普通の考えだと思いますが、これを機会に、市長の明確なお考えをお聞きしたいと思います。

○市長（田畑誠一君） 国におきましては、福島第一原発事故を受けて、原発の運転期間は原則40年として、原子炉等規制法が改正され、その延長には、原子力規制委員会の審査が必要とされたところであります。

原発は申すまでもなく、安全確保が大前提であります。したがって、法律に基づいて、原子力規制委員会の専門的、科学的見地から厳正に審査されるべきものであります。もう一つ大事なことは、地域住民の理解が肝要だと考えております。

このようなことから、原発の40年問題につきましては、現時点において、40年のルールが原則であって、先の議会の皆様方が可決されました意見書等を踏まえましても、40年を基本として対応されることが望ましいと考えております。

○4番（田中和矢君） 私の直前の同僚議員の質問にも関係するんですが、新しい鹿児島県知事は、40年延長の問題に関しても、市民、県民の意見をよく聞いてやる、住民投票までも考えているというようなことをおっしゃっていますが、よく、住民投票というのは法的効果がないとか、そういうので逃げられる心配もあります。

それから、人を先入観でもって判断するのはよくありませんが、私も、塩田新知事には大いに期待するところではあるんですけども、何しろ、出身が経済産業省の方です。ちょっと実は心配している面もあります。ぜひ、国が決めることだ、国のベースロード電源だというようなことで議論を避けるのではなくて、市も、我々議会も、真剣にこの問題について、討論、議論、意見交換をしたいと思っておりますので、その際には、ぜひ、市長も加わっていただいて、市民のために本当になることをやっとうとと考えておりますが、その考えについては、異存はないですか。

○市長（田畑誠一君） 塩田康一県知事の Manifesto で、川内原発の20年運転延長については、県民の生命と暮らしを守ることを判断の基準として挑む

必要があると述べておられます。

また、原則40年という認識の下、県の原子力安全・避難計画等防災専門委員会の構成を見直した上で、科学的、技術的な検証を徹底的に行い、事業所及び原子力規制委員会に対し、厳正に対応を要請する。さらに、必要に応じて、県民の意向を把握するため、県民投票を実施すると述べておられます。

私としましても、科学的、技術的な面については、県の委員会において十分検討していただきつつ、市民の生命と財産を守ることを最優先に、塩田知事の県政運営を注視してまいりたいと考えております。

○4番（田中和矢君） 田畑市長のお考え、よく分かりました。理解できました。引き続き、来期も担当されるのであれば、今おっしゃったようなことをしっかりと守っていただいて、市民住民のために誠心誠意尽くしていただければなと考えてます。

3番目の質問に入ります。

新型コロナウイルスにより、各種イベントを中止したり延期したりしています。

その予算の使い方として、提案したい、あるいはお尋ねしたいのが、感染の危険があるにもかかわらず、最前線で献身的に働いてくださっている医療従事者や消防関係の職員の皆さん、こういった方に、絶対に安心というのはないですが、少しでも安心できるような、例えば、防護服の数をそろえたり、しっかりと増やして、できるだけ安全に仕事ができるように、これは医療従事者と消防関係だけではなく、保育や幼稚園、学校の先生、いっぱいの方がおられます。そういったものに注視して、浮いたお金を使っていたきたい。次の感染のブームがやってきたときに、少しでも、しっかりと対処できるようなものを準備していただきたいと思っております。

将来に備える、つまり避難所などに備えるべき備品、ベッドとか、いろんなもの。トイレの問題でも、数的充足化をしっかりと図っていただきたいと思っておりますが、この件に関してはいかがでしょうか。

○健康増進課長（猪俣勝人君） 新型コロナウイルスに感染するおそれのある方々への、感染防止対策物品についてであります。

まず、救急搬送時の感染防止対策物品については、

対応ができる現状であるということでございます。

また、医師会に対しては、本市から防護服、マスク、ゴーグルなどの感染防止対策物品を提供したところでございます。

現在は、医療現場や介護福祉施設等に対し、国、県から、マスク、消毒液などの感染防止対策物品が送付されているところでございます。

○4番（田中和矢君） 今、課長から回答があったように、そういったものにさらに充実した対応が取られるように期待したいと思います。

消防の方のアンケートがありました。筑波大学と、何とか大学の共同のアンケートですが、その中で、90%の隊員が、自分や家族にうつるのではないかと非常に心配していると。その心配や苦労は、我々では想像に絶するものがあると思います。ただ、医療関係者やそういう方に感謝しようというだけじゃなくて、実際に、物理的に物でしっかりと対応していただきたいと思います。

○議長（下迫田良信君） 答弁はいいですか。

○4番（田中和矢君） いや、そのことについて、消防署はどんな状況でしょうか、できれば消防長に聞きたいです。

○消防長（若松勝司君） 職員の感染への不安についてであります。

隊員を含め、全職員、感染の不安は抱えながらも、常に強い使命感を持って務めているものと思っております。今後の感染の防護対策をしっかりと行い、職員の健康状態等を注視して、ストレスケアに当たるなど、万全の体制で対処してまいります。

○議長（下迫田良信君） 以上で本日の日程は終了しました。

△散 会

○議長（下迫田良信君） 本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

散会 午後4時01分